

平成29年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成29年 9 月21日～22日・25日

場 所 第3委員会室

平成29年 9 月 21 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○議案第7号 教育関係の公の施設に関する条
例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提
起、和解及び調停について(別紙3)
- ・家庭教育を支援するための施策の実績(平成28
年度)について
- ・県が出資している法人等の経営状況について
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査
- その他報告事項
- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の報告書について
- ・第41回全国高等学校総合文化祭の結果につい
て
- ・平成29年度全国学力・学習状況調査の結果に
ついて
- ・宮崎県立図書館ビジョンの素案について
- ・平成29年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・平成29年度全国中学校体育大会の結果につい
て
- ・2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針
について
- ・ドローンの活用状況について

出席委員(7人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	図 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 (総 括)	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	飯 干 賢
教 育 次 長 (教育振興担当)	西 田 幸一郎
参事兼総務課長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	柚木崎 誠一朗
学 校 政 策 課 長	吉 田 郷 志
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特別支援教育室長	川 越 浩 司
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
国 体 ・ 高 校 総 体 準 備 室 長	萩 尾 英 司
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 室 長	米 村 公 俊
図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光
総 合 博 物 館 長	長 友 重 俊

教育研修
センター所長

坂元 巖

教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

企業局

企業局長

凶師 雄一

まず、お礼を申し上げます。

副局長
(総括)

平原 利明

去る7月23日に開催をされました宮崎県中学校総合体育大会総合開会式と8月21日に開催されました小村寿太郎侯顕彰弁論大会に新見委員長に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

副局長
(技術)

大谷 睦彦

技 監

新穂 伸一

総務課長

松田 広一

経営企画監

新穂 浩一

工務課長

喜田 勝彦

開発企画監

上石 浩

電気課長

森本 誠二

施設管理課長

平松 信一

総合制御課長

新見 剛介

次に、御報告であります。先日開催をされました全国和牛能力共進会宮城大会におきまして、高鍋農業高校が高校の部におきまして、優秀賞一席、これは総合で2位という成績であります。牛の体型審査では全国1位でありました。

事務局職員出席者

議事課主査

沼口 恭一郎

議事課主任主事

井口 幸子

それから、小林秀峰高校が一般の部の第2区におきまして、全国のすぐれた畜産農家からの出品牛と競う中で、優等5席、全国5位という素晴らしい成績をおさめました。

○新見委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

私も、仙台の会場を訪れまして、現地の様子を目の当たりにいたしました。生徒たちが全共にかけるひたむきな思いというのを感じ取りまして、胸が熱くなる思いでありました。今回の両校の活躍は、農業を学ぶ全ての生徒に誇りと自信を与え、また、本県農業高校における取り組みの成果を全国に発信することができたものと考えております。

今後、本県の基幹産業である農業を支える人材を初め、産業や地域社会等の各分野における未来を担う人材の育成に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

午前10時3分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、

ここからは、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表

紙をおめくりいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の繰越明許費と議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

次に、議案以外の報告事項といたしまして、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停と家庭教育を支援するための施策の実績等について、御報告いたします。

さらに、その他報告事項といたしまして、7件、御報告させていただきます。まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について、次に、第41回全国高等学校総合文化祭の結果について、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について、宮崎県立図書館ビジョンの素案について、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果について、最後に、2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針についてを御報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き、担当課室長及び図書館長が説明をいたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○新見委員長 教育長の概要説明が終了しました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○萩尾国体・高校総体準備室長 国体・高校総体準備室分の繰越明許費について御説明を申し上げます。

資料、平成29年9月定例県議会提出議案（議案第1号～第9号）、この資料の4ページをお開きください。

繰越明許費についてであります。国体・高校総体準備室分につきましては、一番下の段にあります教育費、保健体育費、事業名「県有主要体育施設整備基本計画策定事業」につきまして、3,547万8,000円の繰り越しをお願いするものであります。

これは、2巡目国体の開催に向けた県有主要3施設、陸上競技場、体育館、プールの整備について、より詳細な施設のレイアウト、機能や構造などについて、基本計画として策定する事業であります。整備場所の選定について、関係機関との調整に日程を要したため、年度内の完了が困難となったものであります。

なお、基本計画の策定につきましては、国体に向けた施設整備に支障を来すことがないように、取り組んでまいりたいと考えております。

国体・高校総体準備室の説明は以上であります。

○吉田学校政策課長 続きまして、常任委員会資料にお戻りいただきまして、1ページをお開きください。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の改正理由であります。県立妻高等学校及び県立西都商業高等学校の2校を廃止し、新たに県立妻高等学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容及び施行期日であります。先ほどお聞きいただきました別冊、平成29年9月定例県議会提出議案（議案第1号～9号）の31ページをお開きください。

新旧対照表の形式になっており、改正する部分に下線を引いて示しております。

まず、第1条ですが、平成30年1月1日付で別表第1に「新県立妻高等学校」を加えており

ます。開校は平成30年4月1日であります、入学者選抜準備のために平成30年1月1日付で設置することとしております。現妻高等学校との違いを明らかにするために、「新」とつけております。この時点では、県立妻高等学校と県立西都商業高等学校、そして新県立妻高等学校の3校が存在するということになります。

続きまして、第2条であります、次の32ページをお開きください。

平成32年4月1日付で別表第1から県立妻高等学校並びに県立西都商業高等学校を削除すること、及び新県立妻高等学校の「新」を削除して、県立妻高等学校に改称するものであります。

これは、県立妻高等学校と県立西都商業高等学校の最後の学年の生徒が平成32年3月に卒業しますので、平成32年4月1日付で両校を廃止するものであります。

また、これに伴って新県立妻高等学校の「新」を削除することとしております。

常任委員会資料の1ページにお戻りください。

続きまして、3の新県立妻高等学校の概要であります、(1)の学科構成等につきましては、左側が現在の妻高等学校と西都商業高等学校、右側が新県立妻高等学校の学科と1学年の学級数を示しております。

左側を見ていただきますと、現在、妻高等学校は、1学年普通科3学級・福祉科1学級、西都商業高等学校は、1学年商業科1学級・経営情報科2学級であります。

右側を見ていただきますと、統合後は、現在の2校の学級数を合わせた1学年7学級を維持し、その際、普通科を1学級ふやしまして、普通科の中に文理両学部に対応した難関大学等進学向けの文理科学コースを設置、福祉科は現在の妻高等学校の福祉科の学びを継承し、商業系

学科につきましては、現在の3学級を1学級減じまして、新しい学科として情報ビジネスフロンティア科を設置することとしております。

(2)の校名の選定につきましては、1つ目の丸印でお示ししてありますように、公募を実施し、その結果を踏まえ決定いたしました。

選定の理由につきましては、ぽつ印で3つお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○新見委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はないでしょうか。

○中野委員 今の1ページの文理科学コース、説明によると、普通科の特クラみたいな感じの説明ですが、この文理科学、もう一回説明してください。

○吉田学校政策課長 今、御説明いたしました、普通科の中でも一つコースを特別に設けまして、そこは進学、特に難関大学等に特化した生徒を集めますが、理系文系を2つに分けるのではなくて、理系文系両方の学びに対応できるようなコースを1クラス設けて募集したいと考えています。

○中野委員 それは、文系と理科系、科目が違うというのは、その一クラスの中をまた分けてやるということですか。

○吉田学校政策課長 普通科3クラスもありますので、その教員配置の中で選択科目を分けたりしながら、両方に対応できるような状態にしていきたいと思っております。

○中野委員 いや、だから文理科学コースというのは1クラスでしょう。それを文系と理科系にまた分けて授業するという話ですか。

○吉田学校政策課長 そのとおりでありまして、選択科目、一緒に授業することもありますし、選択で2つに分けるといふこともあります。

○横田委員 同じく妻高等学校のことですけれど、30年1月1日に新県立妻高等学校が立ち上がって、32年4月1日に実際動き始めるということだと思ふんですけれど、その間いろんな準備作業をしていかれると思ふんですが、具体的にどういふ準備が必要なのかを教えてくださいますか。

○吉田学校政策課長 まず、次年度、平成30年度は1年生に商業系の生徒も含めた新県立妻高等学校の生徒が、そして2、3年には今の妻高等学校、そして別な西都商業高校の土地に西都商業高校の生徒がいますので、そこに今度商業棟の施設を妻高校の敷地内に建てまして、商業系の生徒を受け入れる準備をしていくと。そして、現在の校舎の部分で新しい生徒の受け入れが可能ですので、教室を整備して、そこに1年生の新しい生徒を入れていく準備をしております。

○横田委員 来年度から新県立妻高等学校の入学が始まるということなんですか。

○吉田学校政策課長 そのとおりであります。

○横田委員 今の妻高にも西都商業高にも、新県立妻高等学校の新生が入ってくるということですか、両方の学校に。

○吉田学校政策課長 西都商業高校と妻高校を統合して、今の妻高校のところに新県立妻高校を設けますので、そこに今まで西都商業に行っていた子たちも1年生は妻高校の校舎に入ってくるということになり、西都商業には行かないということになります。

○横田委員 新生は、今の妻高の校舎に入り切るわけですか。

○吉田学校政策課長 はい、そのように整備しております。

○横田委員 32年度に県立妻高等学校の第1回の卒業生がそこでもう卒業していくということですね。

○吉田学校政策課長 33年の3月に、入ってきた新妻高校の生徒たちが初めて卒業することになると思ふます。

○横田委員 第1回生ね。

○中野委員 結局、その学年の2学年ぐらいが履歴書に書くときは、学校名は新になるわけ。

○吉田学校政策課長 今の妻高校があるうちは、分ける必要があるときに「新」とつけますけれども、そういった調査書ですとか、外部の文書には全部「妻高等学校」と記載したいと思っております。

○徳重委員 普通科コースは3クラス、文理科学コースが1クラスということですが、普通科クラスからの編入はできるんですか。文理科学コースに編入はできるかどうかをお聞きします。

○吉田学校政策課長 入試の段階で分けていますので、基本的には別々で、編入はできないこととなりますが、そういう事態が出てきたときにまた学校で検討することになると思ふます。

○徳重委員 ほかの学校からの転入なんかは、転入試験等々があるんじゃないかなと思ふんだけれど、ここはそういう考え方でこの普通科からの編入は考えていいんですか。

○吉田学校政策課長 はい、転入試験を実施いたしますので、そこで判断できると思ふます。

○太田委員 文理科学コース、文系と理系に分けてやるというのを聞きましたけれど、ほかの学校でもこういったコースを設けているところはありますが、これは妻高独自の文系理系に分けた初めての試みなんですか。それとも、ほか

の学校でやっぱりこういった特殊な、特殊と言っ
ていいかどうかわかりませんが、コースを設け
ていますけれど、延高とか、そこあたりでも文
系理系分けてあるんですか。

○吉田学校政策課長 理数科ですとか、文化情
報科という形で募集しますので、その時点では
もう皆一緒なんですけど、どの学校でも途中で文
系に転じたり、文系の生徒が理系に転じたりと
ありますので、途中からそのコースを設けてい
るところがほとんどでありますけど、この新県立
妻高等学校については、もう最初から文理両方
用意しますというアピールをしているところで
あります。

○太田委員 そうですね、文言が「文理」です
もんね。だから最初から分けてあるという意味
ですね。

○吉田学校政策課長 はい、そのとおりであり
ます。

○太田委員 なるほど。それから、西都商業高
校で商業科というのが今度はなくなって、ビジ
ネスフロンティア科になりますけれど、商業科
というと、私たちのイメージでは、貸借対照表
とか簿記とかああいったのを中心にされるこ
ろがあるのかなと思うんですが、今回、情報ビ
ジネスフロンティア科になった場合は、商業科
的な要素はほとんどなくなるのか。そういった
基本的に大事なことは受け継がれて、ビジネス
フロンティア科にもある程度カリキュラムとし
ては入っているのか、その辺はどうなんでしょ
うか。

○吉田学校政策課長 後半でおっしゃったよう
なスタイルですが、商業科の学びは基本的には
継承してまいります。ただ、キャリアビジネス
ですとかITビジネス、地域ビジネスといった
新たな視点を持って、学びを追求していく学科

にしたいという思いでこういう名称にしており
ます。

○太田委員 もう一つ、福祉科というのがあり
ます。これは継続されるわけですが、今までの
妻高の中に福祉科というのがずっと存在してき
たわけですけど、普通科があつて、福祉科とな
ると、私、行ったことないものですから、ちょっ
とわからないんですが、福祉科の授業のあり方
というか、福祉大学とか延岡にはありますけれ
ど、そういったイメージのようなクラスなのか、
その辺のイメージはどんな授業になるんですか。

○吉田学校政策課長 単独した学科になります
ので、専門の教員がおります。基本の科目は一
緒ですが、この専門の教員が実習等も含めて、
普通科とは全く違う専門の勉強をして備える
という形になります。

○中野委員 この文理科学コースで、例えば入
試、これは最初から理系と文系と2つで試験す
るわけじゃないですね。

○吉田学校政策課長 一緒にまとめて募集いた
します。

○新見委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に報告事項に関する説
明を求めます。

○柚木崎財務福利課長 財務福利課関係につ
いて御説明申し上げます。

資料変わりましたので、平成29年9月定例県議
会提出報告書をお願いいたします。

報告書の7ページ、インデックス、別紙3の
ところをお願いいたします。

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提
起、和解及び調停について、地方自治法第180
条第2項の規定に基づき、御報告をいたします。

育英資金につきましても、返還者の増加に伴
い、滞納額も増加をしている状況にあるため、

平成25年度から正当な理由もなく滞納し、支払う意思が見られない長期滞納者に対して、法的措置として簡易裁判所に対して、支払い督促の申し立てを行っております。

平成29年3月に、28件79名に対しまして、滞納金及び延滞利息の一括返還を請求する支払い督促の申し立てを行ったところですが、ごらんの4名から異議の申し立てがなされたため、一番右の欄にありますように、平成29年7月13日及び7月24日付の知事の専決により、訴えの提起、いわゆる訴訟に移行しましたことを御報告するものであります。

財務福利課からは以上であります。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課でございます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。家庭教育を支援するための施策の実績等について御報告いたします。

1の報告の根拠であります。平成28年4月に施行されました宮崎県家庭教育支援条例の第18条によるものであります。

年次報告として、「知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする」とあります。この施策の取りまとめ等の事務は、教育委員会が中心となり、他部局とも連携しながら進めることとなっておりますので、今回の常任委員会において報告するものであります。

2の報告の内容につきましては、平成28年度に実施した施策の実績について、条例第11条から第16条に示された6つの条文に沿って整理しております。

別冊の「平成29年9月定例県議会提出報告書(家庭教育を支援するための施策の実績(平成28年度)について)」を御準備いただきたいと思います。

ます。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。横長となります。

平成28年度に実施した施策の実績は、全部で16課・室47事業、うち再掲9でございます。それを、条文ごとに関係課・室の事業を取りまとめ、表の左の2列目から担当課・室名、事業名、取り組み、平成28年度の実績状況等を示しております。

それでは、条文に沿って主な事業を御説明いたします。

1ページの第11条「親になるための学びの支援」では、5課・室5事業についてまとめております。

番号1の特別支援教育室の取り組みでは、全ての県立高等学校及び中等教育学校39校において、障がいのある方やその家族、障がい者団体の代表等による講話や、高校生との交流などを取り入れた「次世代ペアレント授業」を実施し、障がいに対する理解を深めたところです。

2ページの第12条「親としての学びの支援」については、3課・室3事業、うち再掲1であります。

6番の生涯学習課の取り組みでは、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座へトレーナーを派遣し、幼児から小学校下学年の子供を持つ親向けのプログラム、小学校上学年・中学生の子供を持つ親向けのプログラムを実施いたしました。

ページをめくっていただき、3ページをごらんください。

第13条「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」については、9課・室13事業であります。

9番及び10番の学校政策課の取り組みでは、

スクールソーシャルワーカーを12名に増員して、各学校や家庭に派遣し、学校、家庭、関係機関等が相互に連携して問題に対応いたしました。また、スクールカウンセラー36名を県内小・中学校79校に配置し、児童生徒の心のケア、保護者等への助言を行いました。

ページをめくっていただき、5ページをごらんください。

第14条「人材の養成等」については、4課・室4事業、うち再掲2であります。

22番の生涯学習課の取り組みでは、先ほど述べましたみやざき家庭教育サポートプログラムの進め方を理解し、司会者、支援者などの複数の役割を演じる進行役として必要な技能を身につけるために、トレーナー研修会を実施し、人材の育成に取り組みました。

6ページの第15条「相談体制の整備、充実等」については、8課・室11事業であります。

ページをめくっていただき、7ページをごらんください。

35番の少年課の取り組みでは、警察本部及び各警察署にヤングテレホンを設置し、455件の相談を受理しました。また、不良行為少年の保護者への連絡の際にも相談を受理し、家庭訪問等の継続的な支援を実施いたしました。

8ページの第16条「広報及び啓発」については、7課・室11事業、うち再掲6であります。

40番の福祉保健課の取り組みでは、県内の全ての中学2年生、高校1、2年生及び教育機関等に、進学・就職に関する支援制度の周知を図る「桜さく成長応援ガイド」を配付いたしました。

実績の説明については、以上でございます。

それでは、常任委員会資料の2ページにお戻りください。

3、その他の平成29年度に実施する施策の状況と全県的な家庭教育支援の推進体制について説明をいたします。

3ページをごらんください。

平成29年度に実施する施策の事業一覧でございます。

本年度は、16課・室51事業、うち再掲11を、条例第11条から第16条までの各条文ごとにまとめております。

次に、4ページをお開きください。

全県的な家庭教育支援の推進体制を示しております。

関係課・室長を構成員とした推進会議を初め、現在の推進体制を示しております。

今後、関係課・室と連携しながら、家庭教育支援の施策の推進に努め、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎の実現を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○**新見委員長** 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はないでしょうか。

○**凶師委員** まず、定例県議会提出報告書の別紙3のところ、今度裁判に移行していくということなのですが、不服申し立ての理由を教えてください。

○**柚木崎財務福利課長** 滞納者につきましては、日ごろから催告等を行っているところですが、この方たちは、基本的に2年以上滞納している方で、特別な理由がなく返還の意思が見られないという方にこの支払い督促という申し立てをいたしまして、一括返還を求めたところ、いわゆる払えない、無理だというようなことを裁判所に申し立てたため、異議がなされたというこ

とになって、今後いわゆる裁判が行われることとなります。

○**図師委員** 2年以上の滞納ということで一括返還ということなんですが、これは分割返還はもう選択肢としてはないんですか。

○**柚木崎財務福利課長** 法的措置としては一括返還を求めています。裁判結審後につきましても、家庭の状況等を聞き取りまして、可能な範囲で分割返還の意思を見せていただければ、それに応じることとしております。

○**図師委員** 了解しました。今後のその裁判の進捗によっては分割もあり得るということですね。はい、わかりました。

続けていいですか。

もう一つの資料、提出報告書の家庭教育を支援するための実績についてなんですが、まず3ページのスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの事業についての内容は理解できたところですが、同じ資料の6ページの26番、子育てやいじめ、不登校等の問題に関する相談への対応ということで電話相談事業を行われておるんですけれども、この電話相談事業でも延べ1,899件のいじめや不登校に関する相談を受けられておるんですが、この事業と、さきに言いましたスクールソーシャルワーカーとかカウンセラー事業との連結はどのようにされているんでしょうか。

○**金子学校支援監** 相談事業につきましては、研修センターで行われておりますふれあいコールのことと思うんですが、そちらのほうに、現在、臨床心理士が対応できるような形をとっております。より専門的な相談対応ができるようにしております。

○**図師委員** そういうことではなくて。このふれあいコールで受けた相談というのは、やはり

生徒だったり親御さんだったりするわけでしょうから、その内容をぜひスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーにもつなげて、連携してその対応に当たられるほうがより効果的になるかと思うんですが、そのあたりは実践されてないんですか。

○**金子学校支援監** ふれあいコールに相談があった内容において、必要があるものについては、学校政策課に連絡が来るようになっておまして、そこからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣することがあります。

○**図師委員** それであればよろしいと思います。学校政策課がそれぞれ所管されている事業でもありますし、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーが十分フォローできないケースがこちらのふれあいコールで取り上げられたりとか、その逆もあろうかと思っておりますので、ぜひここは綿密な連携をとりつつ、フォローしていただければと思います。

○**中野委員** 育英資金の訴訟、これは大体2年間で、金額としてはどれぐらいですか。

○**柚木崎財務福利課長** 2年以上全く支払いがなかった方でございますが、この4名の方は、件数としては2件でございます。本人、連帯保証人となっております。正確に言うと、上のお二人が1件分、下の連帯保証人お二人が1件分ということで、上のお二人の分が元金44万5,000円、これにその時点での延滞利息がかかります。下のお二人の分は24万3,000円、プラス延滞利息、今回合計で68万8,000円という金額でございます。

○**中野委員** 例えば1人20万ぐらいだったら、費用のほうが高くつきませんか。

○**柚木崎財務福利課長** 支払い督促の申し立て

につきましては、50万円に対し、印紙代と切手代で約4,500円ほどの費用がかかります。一番安価にできる訴訟だと思っております。

○**太田委員** 今の確認の意味で、ここに本人、連帯保証人という記述がありますが、子供さんが勉強のためにということで借りられるわけでしょうが、この場合の本人というのと、その当時の保護者が本人なのか、学生さんというのか、そういう人が本人となるのか、これはどういうことになりますか。

○**柚木崎財務福利課長** これは、その学生本人になります。

○**太田委員** 下は、連帯保証人2人ということですが、この場合の本人というのは、どなたか。

○**柚木崎財務福利課長** この時点での本人につきましては、居どころ不明ということで、判明次第、同様の支払い督促の手続を行うこととしております。

○**横田委員** 家庭教育支援条例についてです。この条例は一昨年、私が副委員長をさせていただいた特別委員会で策定させていただいたんですけど、早速いろんな事業を展開していただいて本当にありがたいなと考えています。この中で、生涯学習課のみやざき家庭教育サポートプログラム普及事業、3回出ていて、かなり力を入れておられるのかなとも思いますけれど、具体的にどういう事業なのかを教えてくださいませんか。

○**後藤生涯学習課長** このみやざき家庭教育サポートプログラムというのが、親としての役割、あるいは子供とのかかわり方について学ぶプログラムになっております。そのプログラムを、例えばPTAの研修会であるとか、あるいは公民館の講座であるとか、そういったところに行

きまして、いろんな方々を対象にして学んでいただく。そのときに人材育成をしたチーフトレーナー、あるいはトレーナーという方々を派遣して、その方々にやっていただく。そういったことで家庭教育支援の普及を図る取り組みということでございます。

○**横田委員** 5ページに司会者とか支援者、役割演技者など、複数の役割を演じる進行役というようなことが書いてありますけれど、これはそのトレーナーが一人でそういうことを演じながら出席していただいている人たちに対して指導していくということなんですか。

○**後藤生涯学習課長** いろんな役割をそのトレーナーの方が演じながら、今おっしゃったように、体験的な学習を進めていくというものでございます。

○**横田委員** 参加者64名と書いてありますけれど、この64名はトレーナー研修生としての64名なんですか。

○**後藤生涯学習課長** トレーナー研修会に参加したトレーナーが64名ということでございます。

○**横田委員** それで、サポートプログラム普及事業に来ていただいた来場者といいますか、それはどのくらいおられたものなんですか。

○**後藤生涯学習課長** *約1,800名でございます。

○**横田委員** ありがとうございます。この条例に沿って、いろんな事業をしていただいておりますけれど、この条例の趣旨がしっかりと県民に浸透していくように、頑張ってくださいねと思います。よろしくお祈りします。

○**徳重委員** 訴えの提起のことですが、この連帯保証、都城の方で、東條さん、これは夫婦ではないかなと思うんですが、その人の子供さんなのか、あるいは他人なのか。

※26ページに訂正発言あり

○**柚木崎財務福利課長** 上の東條貴子さんで
しょうか。この方はお母さんで、下の裕弥さん
は本人のお兄さんになります。夫婦ではござい
ません。

○**徳重委員** なるほど。この塩月さんという連
帯保証人の方は1人になっています。大体保証
人というのは2人なはずだと思っていますが、
どういう関係になるわけですか。

○**柚木崎財務福利課長** この上の2人の方につ
きましては、もう1人の保証人は現在死亡して
おります。

○**徳重委員** 当然、本人が返すべきものなん
ですが、この4名の方というのは、本人は居ど
ころ不明というか、どういうことでしょうか。

○**柚木崎財務福利課長** 下のお二人の方でよ
うですか。

○**徳重委員** 4人とも教えてください。1人は
本人ですね、3名。

○**柚木崎財務福利課長** 2行目の方は、一番上
の本人の保証人になります。もう1人の保証人
は現在死亡しております。

3行目と4行目の方につきましては、同じ本
人さんの第1保証人、第2保証人でございます。
本人さんにつきましては、現在、居どころが判
明いたしましたので、手続を開始しているところ
でございます。

○**徳重委員** 最後に、私も保証人に一度なっ
たことがあって、非常に苦労したことがあるん
ですが、訴えの提起を起す前に、何回か相談さ
れたことがあるものか。私には1回も相談なく
て、もう、すぐ差し押さえというのを市から
いただいたものだから、そこ辺はどうなっ
てますか。

○**柚木崎財務福利課長** この育英資金の法的措
置につきましては、それ以前に予告をいたしま

す。ほとんどの方はそこで支払いの意思を見
せていただいております。その支払いの意思を
見せていただけなかった方について、支払い督促
ということで申し立てを裁判所にしておると
ころです。

○**徳重委員** 金額もそんなに大きくないわけ
ですから、訴訟となると大変なので、1回じゃ
なくて、少なくとも2回、3回ぐらいは前も
って御相談されて、それでだめなら、もう訴
えますよという形のほうがいいんじゃないかな
と。突然そういう訴えが来ると、善意でした
ことなのに、その日からこういう訴訟とい
う大きな事件に巻き込まれるということに
なりますから、そこ辺はどう考えていら
っしゃいますか。

○**柚木崎財務福利課長** 私どもとしましては、
返還の意思を見せていただければ、分割の金
額とか、そういったものには相談に乗って
おります。それで幾らかでも返しますとい
うような意思が見られれば、その時点で、
もうこういったことはしないという方針で
やっております。

○**徳重委員** ぜひそうしてください。

○**中野委員** この資料の4ページ、これの上
のほうの、「各家庭が家庭教育に自主的に」と
いう文言のところ。私は、今、孫と一緒に
住んでおるから、よく見るんです。これは
本当に理想の理想というか、今、周囲で
見ていると、子供会が中心になって動い
ているだけで、この家庭教育に地域全体
でとか、社会機運をととか、本当にこれ、
ほど遠い話じゃないかと思えます。書き
方ですが、余りにも抽象的過ぎて、もう
現実の社会からは本当に考えられないよ
うな話なので、ぜひ、もうちょっと現
実的に。これは、もうちょっと現実味
がある推進体制に変えてもらったほう
がいいと思う。いろいろと書いてある
けれど、周りを見ておっても、PTA
にも参加しない、

子供会にも参加しない人もおるしね。現実的に周りを見ているとそういう状況なので、もうちょっと書き方を、ぜひ雲の上の話にならないように。

○後藤生涯学習課長 家庭教育支援条例をもとにこれをつくっておるといふところもありますので、随分現状とは違う部分もあるかもしれませんが、やっぱり我々としてはそういったところを目指していきたいということで、またいろんな取り組みを進めていきたいと考えております。

○新見委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 総務課でございます。

私のほうから1点でございますが、資料のほうは常任委員会資料、5ページをお願いしたいと思っております。それとあわせて、別冊で「平成29年度教育委員会の点検・評価」という冊子を後ほど説明させていただきますので、そちらも一緒にごらんいただければと思います。

それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてでございます。

まず、1の概要にありますように、この報告につきましては、地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行います教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、これより後は「点検・評価」と省略いたしますが、この結果をこのような形で報告書として議会に提出するとともに、公表するものでございます。

この点検・評価の内容といたしましては、平成28年度、昨年度の実績について、教育委員の活動状況をまとめるとともに、第2次宮崎県教

育振興基本計画の進行管理にも活用できるよう、施策、体系に沿った全ての施策23項目について指標・実績等の評価・分析を行っております。

2の「点検・評価」報告書の構成につきましては、簡単に記載しておりますが、4章立てとしております。

第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況を、第2章では、施策全23項目それぞれの状況について、管理指標の結果や取り組み実績、アンケート調査などをシート形式にまとめまして、それぞれ、施策に対する分析を行っております。

第3章では、外部評価として、大学教授や教育関係者等で構成する有識者会議を実施し、客観的な視点から、点検・評価についてさまざまな御意見をいただいております。

さらに、第4章の総括評価としまして、教育委員会の活動状況全体の総括や、施策目標ごとの評価と、その評価を踏まえた今後の方向性等について次年度以降の施策推進に生かすことができるようにしております。

内容は、また後ほど見ていただきます。

次に、3のこれまでの作成経過と今後の日程でございます。

これまでの経過については、そこに記載のとおり、教育委員会での協議や外部有識者会議等を経まして、本日、常任委員会に御報告させていただき、来月に県のホームページ等で公表させていただく予定としております。

ここで、点検・評価に付した施策のシートの内容を少しだけ説明させていただきたいと思っておりますので、お手数ですが、お手元の、別冊資料、「平成29年度教育委員会の点検・評価」をお願いいたします。

その中で、10ページをお開きいただければと

思います。

こちらが、第2章でいいます施策の状況のシートであります。施策目標のⅠ、「県民総ぐるみによる教育の推進」、その下の施策の1、「学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育」をもとに、内容・評価について御説明させていただきます。

まず、冒頭にあります管理指標の基準値、実績値、目標値についてです。

この管理指標というのは、第2次教育振興基本計画策定時に設定した指標でございますが、平成32年の目標値に対して、各施策の取り組みの進捗状況をあらわすものとなっております。この指標の進捗を施策の評価の一つの目安としているものでございます。

この1-1の管理指標は、そこに書いてあるとおり、地域等による学校や子供の教育支援のための組織が整備されている小・中学校の割合を設定しております。

平成28年度実績について、小学校は前年度から若干下がっていること、中学校は基準値と比較し順調に伸びていることがわかります。

次に、その下でございますが、Ⅰの取組状況等をごらんいただきたいと思っております。こちらにこの施策を実現するために実施した主な事業を記載しております。

取り組み内容の一つである(1)にあります。教育に関する県民意識の醸成としまして、広報番組の製作等、県民への情報提供を行っております。

また、(2)でございますが、県民の教育活動への参画の充実を図るために、学校、地域、家庭が相互に連携する体制整備等を行うためのさまざまな取り組みを行っております。

11ページをごらんいただきまして、さらにこ

これらの施策に関する関連データで、県独自の調査でございます、「みやぎきの教育に関する調査」や国の調査等を用い評価の参考としております。

この施策につきましては、国の調査、一番左側の調査でございますが、全国平均よりは本県の数値が割とよいこと、また事業にかかわるデータが年々上がっているというような状況がわかります。

これらの取り組みやデータ等から、その下でございますが、アラビア数字のⅡの分析の1つ目の丸のとおり、家庭・地域・企業が一体となった教育活動への支援・協力の広がりが見られるようになってきているとしております。こうした分析等をもととしまして、Ⅲの今後の方向性に、種々内容をまとめているものでございます。

このような方法で、教育振興基本計画に体系的に入れております23の施策ごとに、同様にシートを作成しまして、この点検分析としているところでございます。

残余の施策につきましては、量が多分にありますので、今回、説明は省略させていただきたいと思っております。

常任委員会資料にお戻りいただいて、ここでは6ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、先ほどの報告書のうち第4章を抜粋しまして、施策ごとの評価、最終的な評価を一覧としてお示ししております。

例えば、ただいま説明しました施策のⅠの1については、左側の一番上でございます。7ページの下の方に評価の基準というのを示しておりますが、これによりまして、先ほどの施策については一定の成果が出ており、おおむね順調であると判断し、評価をbとしております。このように、教育委員会が所管する20の各施策につきましては、それぞれの取り組み状況と、先

ほど見ていただきましたような、それぞれの管理指標の達成状況を分析し、施策ごとに総合的な判断として、4段階 a b c d で評価をしています。

ごらんいただきますとおり、全体としてはb評価のおおむね順調という評価が多いものの、施策単位では5つほど「一部の成果が上がっていない」という評価のc評価が見られるところがございますが、それぞれにつきましては、早速今年度から事業を強化するなど、既に問題意識を持って対応しているところがございます。

今後とも毎年度、各施策の取り組み状況を整理し、この点検・評価を通じて外部の御意見をいただくとともに、県議会にも御報告させていただき、より効果的な施策推進を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○吉田学校政策課長 引き続き、資料の8ページをごらんください。

7月31日から8月4日までの期間に開催されました第41回全国高等学校総合文化祭宮城大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

本大会は宮城県内で開催され、本県からは282名の生徒諸君が出場権のある18の部門に参加しました。

そのうち、上位入賞を果たしたのは、5つの部門で2団体4個人であります。

まず、書道部門において、宮崎商業高校3年の金丸愛莉さんが文化庁長官賞、同じく宮崎南高校3年の松尾歩実さんが特別賞、写真部門において、佐土原高校2年の松永純一さんが奨励賞、百人一首部門において、宮崎大宮・宮崎西・延岡学園の合同チームがベスト8で奨励賞、放送部門のアナウンス部門において、宮崎大宮高校3年の北村杏海さんが優秀賞、自然科学部

門の化学研究発表部門において、都城泉ヶ丘高校チームが奨励賞を受賞しております。

「集え伊達の地に 創造の短冊に思いをのせて」の大会テーマのもと、日ごろから学業との両立を図りながら、ひたむきに文化芸術活動に励む、全国の多くの高校生とともに、本県の高校生も互いの成果を確かめ、交流を深めながらすばらしい成果をおさめてくれました。

教育委員会といたしましても、今後とも高校生の芸術文化活動を支援してまいりたいと考えております。

全国高校総合文化祭の報告は以上であります。

○金子学校支援監 引き続き、学校政策課であります。

資料10ページをお開きください。

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について、御説明いたします。

まず、本県の全体概要であります。

(1)の調査の実施状況にありますように、調査は4月18日に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました。

例年どおり、国語と算数・数学について、基礎的・基本的な知識を見る、いわゆるA問題、知識・技能を活用するB問題について調査が行われ、その概要を(2)の平均正答数、それから(3)の平均正答率に分けて、表にまとめております。

先に、(2)の平均正答数をごらんください。

表の見方ではありますが、例えば①の小学校6年生の国語Aを縦に見ていただきますと、問題数は15問であります。そして、一番上の値、11.4が本県児童の平均正答数であり、15問中11.4問正解したことを示しております。その下の11.2が全国の平均正答数となり、本県と全国との差がプラス0.2問ということになります。

このように見ていただきますと、小学校は4つの教科区分のうち、国語Aと算数Aが全国平均以上で、国語Bと算数Bが平均を下回っており、表の一番右側に示しております合計の欄ですが、0.4ポイント全国平均を下回っております。

続きまして、②の中学校3年生は、同じく4つの教科区分のうち、国語Aと数学Aが全国平均を上回っていて、B問題はいずれも下回っており、右端の合計はプラスマイナスゼロということで、ちょうど全国と平均と同じでありました。

続いて、(3)の平均正答率であります。通常、新聞報道等では、この平均正答率で報道されております。先ほどの平均正答数と同じような結果になりますが、これは平均正答数を100%に換算した値、つまり100点満点で換算して何点であったかをあらわすものであります。

なお、昨年度より、都道府県の平均正答率については、文部科学省は、細かい桁におけるわずかな差は、実質的な違いを示すものではないということで、整数値で公表することになっております。よって、宮崎と全国の差につきましては、正確な値が出ませんので、ここでは記載しておりません。

それでは、平均正答率の(3)の表をごらんください。

先ほどの平均正答数と同じような結果になります。数字の下にアンダーラインが入れてありますが、まず小学校6年生の国語A・算数A、中学校3年生の国語A・数学Aにつきましては、全国平均を若干上回る状況でありました。

一方、B問題については小中学校ともに全国平均を下回る状況でありました。

一昨年度来、当委員会の御助言等もいただきながら、小学校の国語Aしか全国平均を上回っ

ていない状況の中で、学力調査を全国平均以上に引き上げたいという思いを持って、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となって、各学校の授業づくりを直接指導する重点支援校訪問とか、あるいは県内全体の教員を対象とした授業づくり研修会を開催するなどして、「わかる、できる」授業への改善に努めてきたところであります。

その結果、まだまだこれからではありますが、今回、A問題が全て全国平均を上回ることができたのは、大変好ましい結果であり、今後につながるのではないかと考えております。

次に、11ページをごらんください。

今年度と過去5年間の状況を示した資料であります。

本県では、経年で結果を捉え、これまでの下降傾向を問題視してまいりました。

今回、着目していただきたいのは、上の段の平成26年度の小学校6年生の状況と、下の段の今年度の中学校3年生の状況であります。

平成26年度に小6だった子供たちが、今年度、中3となっており、同じ集団がどう変容したか結果の推移を比較することができます。

上の段にあります、平成26年度の小6の結果を見ますと、国語Aのみが全国平均を上回る状況でありましたが、下の段の中3となった今年度の結果では、国語Aに加えて数学Aも全国平均以上となり、B問題につきましても、全国との差が縮小しております。小6のときには、全国との差が大きく開いており、3年後の今回の結果も心配されたところではありますが、改善を図った結果があらわれたのではないかと考えております。

今後も、経年比較による結果の分析を生かしながら、平均を下回る子供たちもわかる、でき

る授業を推進しながら、公教育の使命を果たせるようにしていきたいと思っております。

次に、12ページをお開きください。

教育事務所の状況についてであります。

全ての教科区分において、中部教育事務所が他地域を上回っております。昨年の状況と比較いたしますと、昨年度は、上位と下位の地域とで最大5ポイントの開きが見られましたが、今回は、全教科区分の差が3ポイント以内となっており、地域間の差に縮小傾向が見られました。

続きまして、13ページをごらんください。

本県と全国上位県である秋田県との比較の資料になります。

本常任委員会の皆様が、8月に秋田県へ県外視察に行かれたことや、資料のお求めもありましたので、この資料を作成したところであります。

過去3年間を比較し、秋田県との差も示しておりますが、全国トップクラスにある秋田県と本県とでは、各教科区分ごとに見ても大きな差があります。

こうした全国上位県の取り組みを見習うべく、一昨年には秋田県を、昨年は石川県の視察を行い、そのよさを取り込みながら、現在の本県の取り組みを進めているところであります。

14ページをお開きください。

最後に、生活習慣に関する主な項目の全国との比較についてであります。

全国学力・学習状況調査では、児童生徒の質問紙による調査もあわせて行われております。

本県の児童生徒の回答状況は、これまでと同様、全国平均よりも高くなっており、望ましい生活習慣等が身につけている状況が見られます。

一方で、項目の最後のほうに示しておりますが、新聞・読書の項目につきましても、全国平

均を下回っており、課題が明らかになったところであります。

説明は以上でございますが、今回は速報値として報告させていただきました。

今後、より詳細に分析したものを市町村や学校に示し、情報を共有しながら、さらに学力向上や授業改善の取り組みを推し進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○金子図書館長 県立図書館でございます。

お手元の常任委員会資料15ページの宮崎県立図書館ビジョンの素案について御説明をいたします。

1にありますように、本ビジョンは、県立図書館が県の中核図書館として県総合計画に掲げます人財育成や「日本一の読書県」づくりに貢献すること、有識者による県立図書館ビジョン懇談会から出されました市町村の支援と県全体の図書館の充実を求める提言などを踏まえまして、今後目指すべき姿や役割、施策展開の方向性等を明確にするものです。

次に、本ビジョンは、文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえた、県総合計画や県教育振興基本計画の下位計画と位置づけております。

次に、期間ですけれども、平成30年度から39年度までの10年間としておりまして、情勢変化を踏まえまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

それから、4の(2)にありますように、これまで、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」を目指しまして、6つの目標を掲げて施策を実施してまいりました。今後も含めた主な課題を整理しております。

このうち、主要なものは、次のページの2の

「図書館のための図書館」や、4の「県民や地域の課題解決を支援する図書館」になります。これらの内容は、後の今後の施策展開の方向性と関連しますので、その中で御説明させていただきます。

次に、下のほう、(3) 今後果たすべき基本的役割に、今後の県立図書館に対する基本的考え方を整理しております。

県立図書館は、県民への直接サービスに加えて、市町村立図書館や学校図書館等の運営を支援する、いわゆる間接サービスによりまして、県内の図書館サービス全体の進展を図る役割を担っております。

近年、各市町村で図書館等の機能が充実してきておりますので、県立といたしましては、市町村からの要望が強い専門的人材の育成・確保に努めつつ、市町村への人的・物的支援に、今後、より重点的に取り組みます。

そして、本館がリーダーシップを発揮して、県内の図書館が人的・物的にネットワーク化された全県的な知的インフラを構築し、あすのみやぎづくりに貢献したいと考えております。

次に、基本的役割を、「どこでも・ささえる・つながる」の3つのキーワードで整理しております。

日本一の読書県として全県的な読書環境を整える図書館、市町村立図書館等を人的・物的に支援する図書館を支える図書館、県内図書館のネットワーク形成による知の共有・創造の拠点となる図書館の3つであります。

これらを踏まえまして、(4) に基本目標として「「知の共有・創造」を支える全県図書館ネットワーク」を掲げております。

次の18ページをごらんください。上のほうでありますけれども、県立図書館を核にしまして、

各図書館がつながってさまざまな情報資源や人的資源を活用し合うことで、県で丸ごと一つの大きな図書館のような、いわば宮崎県図書館を目指すイメージ図を載せております。

右側の大学図書館等、左側の市町村立図書館、学校図書館との連携・協力によりまして、例えば県内の公立図書館で400万冊に達します蔵書の横断検索や相互貸借、図書館を運営する職員同士のつながりや情報共有など、県内図書館全体のサービス向上を図るものであります。

これらの取り組みによりまして、県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」の推進や県民の「知の共有・創造」につなげていきたいと考えております。

続きまして、これまで整理した主な課題や基本目標、基本的役割を踏まえまして、(5) に今後の施策展開の方向性を5つの柱で整理しております。時間の関係上、主なものに限って御説明をいたします。

1つ目の柱であります①の全県的な読書環境と図書館ネットワークの構築の核につきましては、片仮名のアの市町村立図書館等の支援といたしまして、図書配送システムの活用や支援チームによる巡回訪問、イの学校図書館の支援として、やまびこ文庫や学校司書の支援、ウの市町村立図書館等とのネットワークの構築として、横断検索・相互貸借の充実や人的ネットワーク構築などにそれぞれ取り組みます。

2つ目の柱、②の県立図書館ならではの専門的なサービスの充実につきましては、国立国会図書館協同データベースを活用したアのレファレンスサービスの充実や、次の19ページのウの読書活動の推進に関して、子供から大人までの生涯読書活動の推進、中高校生・大人の読書振興等に取り組みます。

3つ目の柱、③の「知の共有・創造」による深い学びや課題解決の支援に関しましては、課題解決を支援する図書館として、イにありますように、利用者の相談に対するワンストップサービスや多様な学習機会の提供、個人や団体等の深い学びの場づくりなどに努めます。

また、ウの政策立案の支援として、政策情報の収集・提供やレファレンスを行います。

4つ目の柱の④のみやざきの文化の理解・継承の促進については、アにありますとおり、郷土資料の収集・保存・活用を、市町村と連携して推進いたします。

20ページをお願いいたします。

最後の柱が、図書館を運営する上で鍵を握ります⑤の図書館ネットワークを支える人財育成です。図書館の専門的なサービスを支えます県と市町村に共通する課題と言えます。

幅広い知識や技能、ネットワーク力を有します人財を、中長期的に育成・確保していくことに加えまして、今後、双方にメリットが生まれる形で市町村立図書館等との人事交流や中長期の研修受け入れも検討します。

また、ウの2つ目にありますように、常に組織や事業の自己点検や外部評価による改善にも努めていきます。

以上の5つが、今後の施策展開の方向性であります。

続いて、(6)のビジョンに向けてにありますように、ビジョンに対する関係者の理解と協力を得ていくことや、平成30年度から32年度までの3年間に優先的に取り組みます施策等を明らかにしたアクションプランを今年度内に策定すること、指標を設定し、毎年度検証・公表しながら的確に進行管理をし、施策の見直しに反映させることに努めてまいります。

最後に、5の策定の経過及び今後の予定であります。

冒頭申し上げました県立図書館ビジョン懇談会が昨年設立され、同年11月に「これからの宮崎県立図書館について」提言をいただきました。

今年度に入り、県立図書館協議会でビジョンの策定の考え方を説明し、市町村立図書館等との意見交換を行いました。

本日、この素案を御報告した後に、1カ月間、パブリックコメントを行いまして、再度、市町村等との意見交換を経て、12月の本委員会で成案を報告させていただきます。

なお、お手元には、常任委員会資料とは別に、宮崎県立図書館ビジョンの素案をお配りしておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上であります。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

同じく資料の21ページをお願いいたします。

平成29年度全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

まず、最初の表にある団体についてですが、1のボクシング競技において日章学園高校が学校対抗で3年連続優勝、2の剣道競技の男子において高千穂高校が26年ぶりに優勝、3の新体操競技の男子において小林秀峰高校が2位に入賞するなど、全体で6競技6種目が入賞を果たしております。

次の表の個人におきましては、1のボクシング競技のフライ級において日章学園の中垣龍汰朗選手が優勝、同じくライト級の堤龍之介選手、ミドル級の吉野健吾選手が2位、また4の陸上競技の女子円盤投げで宮崎工業高校の岡本光生選手が3位、5のヨット競技の男子FJ級で日南振徳高校の深江選手・中村選手組が3位に入

賞するなど、全体で8競技17種目が入賞を果たしております。

さらに、一番下の公開競技においても、女子の自転車競技において上位入賞を果たしております。

続きまして、22ページをお開きください。

上段のベスト8以上入賞者数及び団体数であります。一番右側、平成29年度の合計欄にありますように、団体と個人の合計が23となっております。昨年度に比べて、男子が13種目、女子が4種目入賞数が減少しておりますが、その要因といたしましては、昨年度入賞いたしました弓道、空手道、レスリング、柔道等で入賞がなかったこと、また、九州大会で優勝した日章学園高校の男子サッカーや、準優勝しました小林秀峰高校の男子ハンドボール、延岡学園高校の女子バスケットボール等がインターハイにおいては入賞を逃したことなどが挙げられます。

また、女子の入賞者数が男子の半分以下であるということが、ここ数年の本県の課題となっております。競技力強化推進校等の取り組みの充実はもちろんですが、本年度からの取り組みであります「女性アスリート強化対策事業」や「女性アスリート少年競技力強化事業」等の取り組みを進め、課題解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、第99回全国高等学校野球選手権大会の結果についてであります。

12年ぶり2度目の出場となった聖心ウルスラ学園高校であります。1回戦で、佐賀県代表の早稲田佐賀高校に勝利いたしましたが、残念ながら2回戦で、福島県代表の聖光学園高校に敗れております。

続きまして、資料の23ページをお願いいたします。

九州ブロックで開催をされました平成29年度全国中学校体育大会の結果についてでございます。

まず、最初の表にある団体についてであります。サッカー競技の男子において日章学園中学校が3位、ソフトボール競技男子において門川中学校が5位入賞を果たしております。

また、個人におきましては、1の陸上競技の共通男子200メートルで、宮崎大学教育学部附属中学校の山内優毅選手が県中学新記録で3位、2の柔道競技の女子個人で宮崎日本大学中学校の白石雪乃選手が5位に入賞するなど、3競技4種目で入賞を果たしております。

ベスト8以上入賞者数及び団体数については、一番右側の平成29年度の合計にございますように、団体と個人の合計が6となっております。ほぼ例年並みの結果となっております。

また、本年度は、軟式野球競技とバレーボール競技が本県で開催され、軟式野球に2チーム、バレーボールに男子2チーム、女子1チームが出場しております。

本県代表チームは、残念ながら入賞はありませんでしたが、各チームとも全力でプレーし、また地元ということもあり、応援のほうも盛大に行われ、大変盛り上がった大会となりました。

今後も、本県の競技力向上対策を充実させ、さらなる少年競技力向上のため、各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○萩尾国体・高校総体準備室長 24ページをごらんください。

2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針についてであります。

1の基本的な考え方ではありますが、人口減少時代を迎え、全国的に地方創生が大きな課題と

なる中で、今回の施設整備も、将来の本県の発展を見据えて取り組んでいく必要があると考えております。

このようなことから、3施設につきましては、県民のスポーツ振興や国体後におけるスポーツランドみやぎの全県展開を図る基盤として整備することといたしました。

各施設については、次の25ページ以降で御説明をいたします。

25ページをごらんください。

まず、陸上競技場は、山之口運動公園に整備したいと考えております。

1の(1)にありますように、都城市が用地提供などを、また、県が用地造成と競技場等の整備を行うなど、連携して整備を進めるとともに、(2)にありますように、競技力向上支援やキャンプ誘致などについても、連携して進めることとしております。

2、整備内容の(1)競技場につきましては、主競技場の観客席は1.5万人から2万人規模とし、観客席については、国体開催時の仮設対応を検討することとしております。

また、(2)用地造成につきましては、公園内に高低差がありますので、可能な限りフラット化を図り、(3)駐車場についても、追加整備を行うこととしております。

3、課題への対応であります。が、(1)の交通対策にありますように、国体では多数の来場が想定されるため、JRなどの利用や、臨時駐車場の設置とシャトルバスの運行などの対応を検討いたします。

(2)の国体後の施設の活用につきましては、県レベル以上の大会や強化合宿等にも十分活用されるよう、都城市と連携して取り組んでまいります。

26ページをごらんください。

体育館については、延岡市民体育館敷地に整備したいと考えております。

1の(1)にありますように、延岡市が用地提供を行い、県と共同整備するほか、(2)にありますように、競技力向上支援や競技会の開催等について、連携して進めることとしております。

2の整備内容の(1)体育館につきましては、荒天時における国体の開閉会式会場として使用するかどうかにより、観客席の適正な規模について検討することとしております。

また、(2)にありますように、体操など特殊設備を要する競技につきましては、今後、基本計画を策定していく中で、整備のあり方について検討することとしております。

3、国体後の施設の活用につきましては、延岡市と連携して対応するほか、現在の県体育館は当面活用することといたします。

27ページをごらんください。

プールにつきましては、1、基本的な考え方にありますように、民間との連携により整備費等を抑制しつつ、全屋内型の施設を整備する可能性等について検討することとしております。

県総合運動公園につきましては、1、基本的な考え方の2段落目にありますように、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿など、今後、さまざまな活用が見込まれております。

そのため、引き続き、スポーツランドみやぎの中心施設として、既存施設の維持や改修などのほか、津波避難施設の追加整備を行うこととしております。

28ページをごらんください。

各候補地の整備費用等の比較についてであります。

費用面で各候補地の大きな比較を行うため、現時点での情報の範囲で整理したものでありますが、1、陸上競技場については、都城市での整備に用地造成や駐車場整備等含めて約200億円程度、2、体育館については、延岡市での整備で用地造成を含めて約85億円程度となっております。

また、プールについては、一部屋外とした他県の例では、30億から50億円となっております。

この整備費用につきましては、各施設の仕様や規模、ゾーニングといった具体的な整備内容を、基本計画としてまとめてまいりますので、その中で精査していくこととしております。

最後に、29ページでございます。

県総合運動公園の津波避難対策についてありますが、公園内への複数の避難施設の配置等により、利用者の安全確保を図ることとしており、その費用につきましては、どのような対策をするかで変わってきますが、ここでは、津波避難タワーのような工作物を想定し、約80億円と試算しております。

説明は以上でございます。

○新見委員長 その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑がありましたら、出してください。

○中野委員 まず、この教育委員会の点検・評価の1ページ、この評価に関して。まずこの法律26条、これで点検及び評価を行いとあるけど、この点検・評価の内容について、どこまでこの法律では言っているんですか。例えばその評価項目、これなんかはどうなっているんですか。

○亀澤総務課長 地教法の26条にこれが盛り込まれましたのが、大体平成19年ぐらいで、その際に、この点検・評価の内容については細か

い規定は盛り込まれてません。それぞれの県が独自でやり方を考えてやっている、県と例えば市町村も同じでございますが、それぞればらばらということでございます。

○中野委員 だが、これ、総務省の評価なんかは、ただ、よくなった、悪くなったと文字で書いてあるだけ、よその県のを見ても。それと、これを議会に提出って、何を点検していいかわからないな。それからもう一つ、これを公表しなければならぬ、この公表する部分はどこですか。

○亀澤総務課長 公表はいわゆる一般県民ということ……。

○中野委員 いやいや、公表する内容は。

○亀澤総務課長 内容はこの報告書冊子全体をホームページに載せることとしております。

○中野委員 これをみんな。

○亀澤総務課長 はい。

○中野委員 それから、これと総合政策部がやっている評価、これはどんな関係。連動しているのか。

○亀澤総務課長 県の総合計画のほうでも政策評価ということでやられていまして、そのアクションプランとうちの第2次教育振興基本計画は同じ内容になっていますので、進行管理上の指標はほぼ同じものが使われております。だから、ある意味では、県の政策評価での評価と、うちの評価とが、別々に存在しているという状態でございます。従前、県の政策評価と同じスタイルで全く同じものをうちの県教育委員会の点検・評価としておったんですが、やっぱりなかなか細かいところまで手が届かないということで、昨年度からこのような形で、うち独自で点検・評価の指標をやっているところでございます。

○中野委員 それと、教育委員会の評価項目と全国学力調査の学習状況調査の項目はどんななっていますか。この全国学習状況調査の項目というのは何項目ぐらいあるんですか。

○亀澤総務課長 済みません、全国学力調査の項目等については、ちょっと全体を把握していませんが、管理指標の基準に全国学力調査等を使う基準であったり、県が独自で調べる調査を基準としたりと、いろいろ入っているところがございます。だから、使い勝手がいいというか、ある意味、必要な指標をピックアップして、それぞれの施策の管理指標という形で設けておりますので、統一にはなってはいません。

○金子学校支援監 全国学力・学習状況調査の項目につきましては、一応100項目ほどありまして、その中からこれをピックアップして活用しているという状況です。

○中野委員 学習状況調査でやっている分の100項目、それは小・中学生については全体に、アンケートをとっているということでもいいわけですか。

○金子学校支援監 テストを受けました全ての子供たちが対象になります。

○中野委員 それと、このデータを見ていたら、「みやぎきの教育に関する調査」という、調査がまた出てくるわけです。これは何ですか。

○亀澤総務課長 先ほどの常任委員会資料の5ページにある点検・評価の報告書の内容でございますが、ここに1月から3月まで「みやぎきの教育に関する調査」ということで、教育委員会ではこういう振興計画をつくった際に、必ず評価をするということで、従来からこういった調査を地域の方、家庭の方、それと児童生徒に対してアンケートの形でずっと実施しております。それをいろんな形で次の施策につなげると

いうことで、独自でやっているところがございます。

○中野委員 この教育に関する調査、これの調査相手方は、どんな状況になっておるの。

○亀澤総務課長 まず、学校に対しての調査、学校がどうなっているかという調査が1点、これはもう全校になります。あと、家庭向け、地域向け、これは抽出して、大体1,200件ぐらいのサンプルを取りまして、いろんなデータに落としているところがございます。あと、児童生徒向けについては、例えば小学校5年生、中学校では中学2年生のどこかのクラスを抽出して、サンプル数として大体1,200ぐらいをアンケートの調査に使っているところがございます。

○中野委員 その抽出方法が統計学上で適当かという話がある。

それともう一つ、全国学力調査の項目と県の項目、重複するようなどころがあるでしょう、100項目もあれば。

○亀澤総務課長 似たようなということではちょっと表現できないんですけど、文章とかそういったのは違うところがありますけれど、同じような視点で調査している部分はございません。

○中野委員 この内容を見ても、本当に抽象的というか、このAとかBとかで何を感じるのか。これは、きょうの時間では私はやり切れないけれども。「みやぎきの教育に関する調査」、これ予算はいくらかかっているんですか。

○亀澤総務課長 概数で申しわけありませんが、調査のデータを集計するということで、大体45万ぐらいを業者に頼んで、委託でアンケート調査の集計をしていただいております。

○中野委員 もうこの中身については入りませんが、総合政策部長もこの評価のあり方を根

本的に見直すということでしたよ。だからこの全国学力調査については、しっかり調査しますよね、一部の学年だけだけど。総務課がやっているのは、部分的にやったりとかしているけど、学校教育に関する調査だったら、かなりダブっていると思う。本当に、もうちょっと合理的に考えてください。この調査項目、一回整理したらどうですか。教育長、こんなのを我々議会に提出されても何もわからないですよ。ただ、極端な言い方をすると、教職員の資質向上はAだとかいう、ではAだったらどうなるのという話。また、例えば家庭や地域の教育力の向上なんか、Aですよ。私は、地元で小学生と一緒に住んでいるけど、家庭とその地域の教育、こんなふうに誰が言っておるのかと思う、極端な言い方をするとね。これは、今、縦の関係で、わざわざ別にやっておるわけですよ。こんなの本当に、このボリュームからいっても、労力の無駄使いですよ。私は、やっている人が、やりがいを感じてこれをやっておるのか、不思議でたまらない。教育長、どうですか、これ。もう私は、1日あったって、こんな議論はし切れない。

○四本教育長 基本的にその法律に基づいてやるということになっていますので、かなり詳細で、教育というそのもの自体が非常に多岐にわたる内容も非常に深いところまでのことなので、そのエッセンスをまとめると、逆にわかりにくいようなこともあると思います。ただ、いろんな意味で、見直しをすべきものについては、見直しを行っていきたいと思います。

○中野委員 教育が多岐にわたるって言うけど、例えば家庭や地域の教育力の向上、こんなこと言われても、この実態を何で把握しますか。そんな考えだから全然前に進まないのですよ。何ではかるんですか、ここは。

○亀澤総務課長 御指摘に対する答えになるかわかりませんが、先ほど見ていただきました点検・評価のシートによりまして、PTAの活動がどのような状況であるとか、地域の人たちがどれだけ学校に協力しているとかいうのを、何らかの調査データ、いわゆる根拠が必要でございまして、そういうデータをかき集めてきて評価するしかないかなと。全体の状況を概略して総括評価するというのはなかなか難しいので、こういったいわゆる県のデータ等で評価するしかないかなと思っております。

○中野委員 かき集めた数字なんかを、これが宮崎県の状況ですって出しても……。私も今、議員をしていると運動会とか、卒業式に呼ばれます。PTAの活動なんて、卒業式、運動会、あとはわからないんですよ。本当に、もうちょっと客観的な捉え方をしたやつでしっかりやらないと。こんなにボリュームだけあったって、これ見る人はいないでしょう。いや、中にはいるかもしれないけど。もうちょっと客観的にわかるような数字だったら、みんな真面目に見るけど。教育長どうですか、まだ、今の考え方ですか。

○四本教育長 基本的に客観的なデータを入れているところではありますが……。

○中野委員 いや、客観的じゃない、こんなのは。

○四本教育長 この点検・評価の冊子のいろんな施策に関するデータというのは、それぞれいろんな調査なりから持ってきた数字であります。どこかで評価をしなければいけないとなると、やはりこういう調査からいろんなものを持ってきて、そしてどうであったかということ来判断するしかないわけでありまして、それをこう全体で見ると何か非常にごちゃごちゃしていて

わかりにくいとかいう御意見はあるかと思いません。しかし、やるとすればある意味、こういうものにならざるを得ないような性格でもあると思います。ただ、個別のことについては、またいろいろと見直すべきものがあれば、それは見直していきたいと考えております。

○中野委員 今の教育長の考えじゃ、見直すようなことはないの。

○四本教育長 基本的にはこういうものにならざるを得ないのかなと思っておりますが、また議会とかでいろんな御意見があれば、検討してまいりたいと思います。

○中野委員 あんな考え方だったら、後で一回時間つくって項目ごとの検討会やらせてくださいよ。要望しておきます。この政策評価の項目。こんなの議会上げてもらっても、例えば、こういう数字を使うんだからとか、もうちょっと詳しく聞かないとわからないでしょう。ここにちゃんと議会へ提出すると、書いてあるから、もうちょっと中身をきかないと。これはもう別でいいですよ。それから、もう一つ。学力調査でやっている項目とどんな整合性になっておるか、ダブっていないか、そこ辺も整理してください。

○太田委員 点検とかについては、例えば人間を見る場合でも、Aであろうが、Cであろうが、角度が変わったらCの子のほうがいい場合もあったりするから、評価というのはなかなか、基本的には難しいと思うんです。国の法律によって、これが定められたのは、できるだけ客観的に見てほしいというのがあったんでしょうけれど。例えば、この点検・評価の資料の40ページの一番下には、心身の健康対策の総合的推進というメンタルヘルスのことが書いてあるんですけど、取り組みをしたという意味では、確か

にこれはAなんですよ。Aという評価で全体をくくっていると思いますけれど、この40ページ一番下のところを見ると、本当にいろんな取り組みをしてきたということで、私は対策としては十分されたと思うんです。ただ、結果として、どうしてもメンタルダウンする人たちが存在するような教職員の状況があるというところでは、何か、これでいいのかなとか思ったりするんですけど、この評価としては、私、対応したという意味では、A評価と言えるのかなという気がします。この法律自体の狙いというのが、大体もともと難しいところがあるんじゃないですかね。人間的な部分もあるだろうし、何かやわらかい部分の評価をしなきゃいけないということもあるだろうし。ABCの評価自体が本来難しいものだってあるんじゃないですか。ということは、ちょっと言いたいかなと思って、そんな気もいたします。ABC評価になじむものもあると思うんですけど、なじまないものがあるのにどう表現しようかっていったってできないから、そこ辺は私たちも考えて言っていけないといけないのかなという気がするんですけど。そんな思いもあります。

○亀澤総務課長 いろいろと御指摘等ありがとうございます。この点検・評価、19年度に法律改正されたときには、一つは教育委員、いわゆる狭義の教育委員会、教育委員と教育長、その当時、教育委員長もおられましたけれど、そういった教育委員会がみずから点検・評価を率先してやるということが、そのときの法律改正の趣旨でございます。教育委員の方々は常勤じゃございませんので、事務局じゃなくて、教育委員会がみずから、細かくチェックするというところで、この点検・評価というのが盛り込まれて、教育委員会制度を強化するという意味で、この

ような制度ができたということになっております。

また、指標につきましては、確かに平成23年度につくった指標でございまして、その当時はそういう分析であったんですけど、今、評価の対象として見た場合には非常に評価しづらいとか、何年もかかるような目標値が掲げられています。今後、計画の見直しとかが当然ながら出てくると思いますので、そういったときには、再度考えていきたいと思っております。

○中野委員 教育長、学校政策課の全国学力調査、このなかで100項目をやっておるわけ。こっちで何項目やっているのか知らないけど、それを突き合わせれば、かなり一緒のものもあるだろうし、そこをどうするかということで、やっぱり手間はかかるけれど、これでいいですという話じゃないだろう。

○四本教育長 そういった意味で、手間のかかる部分で合理化すべき部分があるとすれば、それは整理をしていきたいと思っております。

○中野委員 あるとすればっていうのは、ないっていうこと。

○四本教育長 ちょっと今は、双方の調査の内容をつぶさに記憶しておるわけではございませんので、それは一つ一つ、やっぱり重なっているものはチェックをしていくということだろうと思っております。

○徳重委員 今回、一般質問をさせていただきました、この学力調査、努力したということもお聞きしましたし、結果として全国並みに近づいてきたという状況もあります。秋田県、石川県にも調査に行かれたということで、少なくとも全国並みにはというのが基本にあることは間違いないんですが、それはそれで当然、どの県でも努力されているわけですし、全体的に上がっ

てきているんじゃないかなと思うんです。それで、何と申しましても、秋田県との差がかなりあると、私はこう理解しているんです。これを先生方に継続的に頑張ってもらって、少しでも上げていただくと。一朝一夕にできるとは思いませんが、少なくとも目標を立ててほしいなと。と申しますのも先生方が変わっていきますよね、異動があったりして、なかなか思うようにいかない。やっぱり校長先生なり、あるいは教育委員会なり、そういう上部の方の指導力というものが相当要求されてくるかなと、少なくとも現状維持ではどうにもならないことかなと思うんです。そういったことを考えますときに、これだけの差を埋めるために、例えば少なくとも3年後には全国平均より1点でも2点でも上げるぞということでない。今、若干上がってきておりますが、全国並みになったからいいという考え方で落ち着いてもらっては、一体何だったのかと、こういう気がしてならないものだから、そこ辺の目標値をどう考えていらっしゃるのか、教えていただきたい。

○金子学校支援監 全国を上回ったものは、国語、算数・数学のA問題だけで、B問題につきましてはまだまだ課題もありますし、まだ全国平均を上回ったわけではございませんので、AはAでさらに定着するように、そしてB問題の課題についてもやはり克服していかなければいけないと考えております。現段階での目標としましては、全ての項目について、全国平均を上回りたいということで取り組んでおりますので、そういう方向でこれからも頑張っていきたいと思っております。

○徳重委員 今おっしゃったA問題については若干ということではありますが、さっきから申しますように、かなりの差がありますよね、4ポ

イント以上。これを全部足していったら、約20ポイント近くの差になっている。この事実を何とか、ここまで来たんだからとことんやるぞという形で努力していただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思えます。

○金子学校支援監 説明でもさせていただきましたけれど、やはり全国ではすばらしい取り組みをやっている県もありますので、そういったものを積極的に導入しながら、本県全体のレベルアップに努めてまいりたいと思っております。

○横田委員 同じく学力・学習調査についてですけれど、13ページに全国トップレベルの秋田県との比較が載っておりますが、これを見ると、毎年徐々にその差が縮まってきているというのがよくわかるなと思えます。まだまだ秋田県との差はあるかもしれませんが、こうやって段々と近づいているという現状もありますので、一年でも早く秋田県に追いつけるようにさらに頑張ってくださいと思えます。

それと、もちろんこの学習もすごく大事だと思うんですけど、その次のページ、生活習慣にかかわる調査が出ております。これを見ると、ほぼ全ての項目で全国平均を上回っており望ましい生活習慣を身につけている割合が高いと評価してありますが、すごくうれしい数字だなと思えます。学習と同じぐらい大切なことだと思いますので、ぜひこれをさらに伸ばしていただいて、今度は秋田県を初め全国から宮崎県に視察に来るぐらい力を入れていただくとうれしいなと思えますが、教育長、いかがですか。

○四本教育長 いわゆる学力のほうは、先ほど支援監が申しあげましたように、A問題についても油断することなく、また、B問題は全国平均と比べてまだ低いので、これも一生懸命、油

断なくやってまいりたいと思っております。

それから、今、横田委員から御指摘のこの生活習慣に関する項目、これは正直申し上げて、こうすればここがこうなると数字的に上がってくるのは、なかなか学力以上に難しい問題ではありますが、いずれも大切な項目であります。新しい学習指導要領によって道徳の教科化もされますので、いろんなところで、これについても一生懸命、調査内容がよくなるように頑張ってくださいと思えます。

○横田委員 頑張ってください。

○後藤生涯学習課長 発言の訂正でございます。先ほど、横田委員のサポートプログラムを活用した講座の受講数について、約1,800名とお答えしましたけれども、実際には約1,600名でございます。訂正をいたします。

○新見委員長 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時2分再開

○新見委員長 委員会を再開します。

午前に引き続き、その他報告事項についての質疑があったら出してください。

○図師委員 では、委員会資料の15ページ、図書館のビジョンについてなんですけれども。20ページに出てきます「図書館ネットワークを支える人財を育成する」ということで、「中長期的な人財の育成・確保」とありますが、これは、図書館司書を持たれている方々を中長期的に県立図書館並びに関連する県の高等学校の図書館等に順次配置していくという理解でよろしいのでしょうか。

○金子図書館長 お尋ねの件でございますけれども、当然、司書資格を持っているほうが望ましいわけでございます。けれども、配置される

職員は、有していない職員もいるわけでありまして、そういった場合は、私どもで受け入れまして、通信教育等で資格を取らせるようには努めているところでございます。

いずれにしても、ここで一番申し上げたい点は、やっぱり今、図書館の業務というのは非常に幅広くなっています。単に図書の貸し出しだけではなくて、さまざまな県政情報とタイアップした課題解決の支援という形で、私も着任して、これほど手広くやっているのかなと感じたところでございます。そういった意味では、幅広い知識・経験、それから、人のつながり——ネットワークですね、こういった職員をいかに養成していくかということが大事なポイントだと思っております。例えば、通常の組織であれば、人事異動が一定年数ですが、むしろ、私どもが専門性を高めるためには、もう少し延ばしたりするとか。あるいは、図書館以外の世界を1回経験していただいて、そこで知見を広げていただき、そしてまた戻ってきてというような感じで、将来的に図書館を担っていく人材というのを計画的に育成していくことが大事で、それは市町村立からも非常に求められております。「県立図書館にあの人がいる」という、やっぱりそういう頼られるプロフェッショナルな人材というんでしょうか、そういった者をぜひ養成してほしいということもありましたので、今回のビジョンの中でそれをしっかり書き込んだところでございます。

○図師委員 具体的な御答弁だったと思いますが、この素案作成に至るまでにもビジョン懇談会というのが複数回行われておって、ここの中でも出てきている意見だと思っております。今、館長が言われたように、まず司書の資格を持っている方が少なかったということ、そして、その方

々も3年スパンぐらいで入れかわって、専門性を高めていくということが今までは非常にできていなかったということで、新たな人材を育成するという取り組みの中で、それらが改善されていくというのはいいことだと思いますし、私個人的には、図書館司書は専門職で固定するという形でもいいのかなと思います。一定期間外部に出て戻ってくるということもあってもちろんいいんですが、今、言われたとおり、市町村立もそうですし、学校の図書館との連携なり、図書館の図書館としての役割を十分果たしていくために、そこでプロフェッショナルを育成していくというのは本当に大切だと思っております。

あわせてなんですが、学校の図書室・図書館の司書の方々、学校司書と言われる方々は兼務の先生方が多いというのを聞きますし、この方々を専従にするなり、図書館司書の資格を取ってもらうなりという働きかけはどのようになっているものでしょうか。

○黒木教職員課長 学校における専任司書につきましてですが、まず現状として、本県の高等学校には、12学級以上の高等学校に司書教諭の資格を持った教諭を配置しております。それとともに、12学級以上に事務職員を配置しているといった状況です。また、12学級未満の学校につきましては、臨時職員ということで配置をしておりますが、今、委員からお話がありましたように、専任司書の配置につきましては、教職員の定数を定める法律で定数措置というのがなされていないこともありまして、現状ではその経費が県の負担となるので、厳しい状況ではあります。

ただ、専任司書の定数措置につきましては、都道府県の教育長協議会等を通じて国に要望を

しているところでありまして、引き続きそういうふうには要望を継続していきたいと現状では思っておるところです。

○図書委員 特に、小・中学校の図書室については、市町村での予算がどれぐらいつくかにもよるんでしょうけれども、高鍋のほうですと、もちろんパートだと思うんですが、町単独で学校司書を雇って、その方が定期的に、いわゆる図書のソムリエというような形で、生徒の話聞きながら、相談を受けながら、「あなたにはこういう本が合っていますよ」とか、「今、あなたの状況だったら、こんな本を読むと力になってくれますよ」というようなマンツーマンでの図書指導・読書指導をされているというのも聞いたことがあります。そういうことが全県的に、特に県立の高等学校においては、思春期で揺れる生徒たちに本が寄り添っていくというか、本が支えになってくれるというような環境づくりができれば素晴らしいんだろうなと思います。先ほど言われた国への要望ももちろん必要なんですけれども、県単独でも司書の方をどんどんふやす、生かす取り組みをしていっていただきたいと思います。

○中野委員 学力向上ですけど、私はやっぱり頑張ればできるなという話だと思います。下から2番目とか、点数はわずかだけれど、県民の誇りというか、自信にもつながると思いますから、引き続き高い目標を持って頑張ってください。

それから、資料、さっきの「みやぎきの教育に関する調査」の項目。例えば、小学校だったら1年生から6年生、中学校だったら1年から3年まで、どれぐらいの調査をしたのかというのがわかるような資料を、みんなが要れば、お願いします。

○新見委員長 今、中野委員から要望のあった資料ですが、既存のやつがあれば、それでもいいと思いますが。

○中野委員 既存のでいい。

○徳重委員 中学校、高等学校の総合体育大会の結果の報告があったわけでありましたが、入賞者数から見ると、何かちょっと心細いような気がしてならないんですね。そこで、国体も9年後ということで、主グラウンド、体育館、プールと、相当な経費をかけるわけで、最高のパフォーマンスができなくてはいけないと思っています。宮崎県もやっぱり天皇杯・皇后杯をぜひとってほしいという思いがあるわけですね。そのためには、あと10年もないわけですから、相当な準備が必要かと思うんですが、選手強化、選手育成についての考え方を聞いておきたいと思っています。

○古木スポーツ振興課長 今の御指摘のところでございますけれども、22ページのところで、少年競技力の一つの指標であります高校総体については、ことは、昨年に比べて入賞数が非常に落ちていると。これはなかなか流動的でございますまして、毎年選手が入れかわるということで、継続して安定した力というのはなかなか難しい。これを見ていただくとわかりますが、大体1年置きぐらいに入賞数がふえたり減ったりというのがここ数年の大体の傾向ではございますけれども、これが安定していかないと、国体あたりでも安定した成績がおさめられないということで。今、委員から御指摘がありましたように、長期にわたって、これまではどちらかというと、40位台とか最下位ということで、これをどうにか30位台にしていこうということでの取り組みを行っておりましたが、これからは、御指摘のように、2巡目の国体もございますので、

知事も、そこは天皇杯を目指すということを申しております。そういった意味では、天皇杯を獲得するために逆算して何に取り組んでいかなければいけないかということで、今、選手強化はもちろんですが、やはり指導者の確保ということで、国体の種目が40競技ほどあるんですけれども、どの競技にも指導者が配置できるようにと、今努めているところでもございます。あと環境整備ということで、選手を支える医学的なサポートであるとか、そういった面も大切だということで、今、大きく3本の柱で選手強化、指導者の確保、そして、そういう環境整備ということで取り組んでいるところでございます。9年後の国体に向けて、長期的にどう取り組んでいくかという計画について、今、検討しているところでございますので、そこあたりで、この3本の柱について具体的な施策をまた示していきたいと思っておりますし、先ほど御指摘がありましたように、新しく3つの県有施設ができますので、これも有効に活用して競技力向上につなげていきたいと考えているところでございます。

○徳重委員 それぞれで目標を持っていただいていることはありがたいんですが、前の国体のときもそうだったかなと記憶しておりますけれども、選手強化、指導者育成というのは非常に大事なことかなと思っております。指導者がいなければいけない。ただ、急に立派な指導者においていただいても、なかなか選手とコミュニケーションがうまくいかないということもあったりするわけで、1つのものを成功させるためには、私はやっぱり10年はかかるという思いがあるわけです。それで、10年後なんですね。ここ1、2年のうちにそれなりのしっかりした指導者なり、そういう目標がしっかり立たないと、「ちょっ

と協議しましょう」ということで、ずるずるとあと2、3年たってからということになってはもう遅いんじゃないかと、手おくれになるんじゃないかなという気がするわけですが、その考え方はいかがなものでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 ある程度の期間を置いて強化しないと、1、2年ではやはり成果が出ませんので。日本一を狙うとか、全国のトップを狙うには、少なくとも10年ぐらい必要だという声もよく聞かれます。今、ちょうど9年前でありますけれども、指導者の計画的な配置ということで、現在、教職員課とも連携して考えておりますが、一つは、31年に高校総体の9競技が宮崎で開催されます。その高校総体のときに有力である、強化推進校という強化している学校がありますが、そのときにどういう指導者を置くかということ。今、ちょうど直前ですので、なかなか入れかえがきかないような状況もでございます。この高校総体が終わった時点で、2巡目の国体のときにどういった指導者が推進校の指導者としていいかということはある程度定めながら配置をして、長期にわたって生徒を育成していってもらいたいという構想を今持っているところでございます。そういった計画的な配置を、また教職員課等とも連携をとりながら考えていきたいと考えているところでございます。

○徳重委員 もう1つお尋ねしますが、少年の成績というのは、国体では結果としてかなり出てくるような気がするんですが、あと9年後となると、小学校3年、4年ぐらいの人たちが国体のときには中心になっていくのかなと思うんですよ。そういう人材発掘というか、そこら辺の見きわめはされているのかどうか。

○古木スポーツ振興課長 その一つの取り組みとして、御案内のとおり、「ワールドアスリート

育成プロジェクト」ということを立ち上げております。オリンピック、世界に羽ばたくような選手を発掘すると言っていますけれども、2巡目国体のターゲットになる子供たちでもございますので、それも一つの取り組みとしてやっております。それ以外にも、やはり2巡目国体については各競技団体が非常に意識をされていて、そのときの高校3年生が今の小学校3年生だと思います。今の小学校3年生、2年生あたりが高校3年、2年生となり、少年競技力の中心で、その上の4年生以上の今の中学生あたりが、高校生も含めてですが、成年の20代のところで中心になりますので、そういったターゲットを定めて、競技団体のほうも独自で強化をしております。今後、県としてもそういったターゲットを絞っての強化をしていきたいと考えております。

○徳重委員 お願いします。

○横田委員 スポーツ施設の整備についてお尋ねします。

陸上競技場が山之口、体育館が延岡、プールが宮崎市ということで方向づけがされましたけれど、県民のスポーツ振興とか、国体後におけるスポーツランドみやぎきの全県展開を図るといような意味でよかったのかなとは思いますが、でも、宮崎市とか競技団体などから不満が出ていることも事実だと思います。

それで、宮崎市が独自でアリーナをつくるという構想を、今、打ち出そうとされていますけれども、もしできることなら、アリーナとプールを一体的につくって、さらに利用度を高めながら、そして、宮崎駅周辺の再開発につなげるなど、宮崎市や競技団体も納得していただけるような方向性をつくってもらえるとありがたいなと思います。

木花の総合運動公園も、今後ともスポーツランドみやぎきの中心拠点として活用していくために整備を図っていくということですので、そういうことができれば、みんなが満足できて、そして、2巡目国体に向けて思いを1つにして向かっていけることになるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○萩尾国体・高校総体準備室長 本当に委員の御指摘のとおり、この国民体育大会というのは、半世紀一度の大きなスポーツの大会ということでございます。1巡目の昭和54年の国体でも、その後、レガシーといえますか、いろんなスポーツ振興であるとか、いろんなところが今の礎となっております。当然、今度の2巡目国体におきましても、全県的なスポーツ振興、競技力の向上、あるいは地域振興、スポーツランドの全県展開と、そういった意味で、中心もやりながら裾野を広げていくという考え方でございますので、そういう形で進んでいきたいと思うんですけども、今言いました宮崎市のアリーナ構想については、市長さんが議会で言われたということで、そこら辺のことは私どももまだ聞いておりませんので、そういう御相談があれば、総合政策部のほうが主となると思うんですけども、今後また相談に乗っていくようなことになっていくのかなと考えているところでございます。

○横田委員 いろんな競技団体とか、市町村がやっぱり気持ちを同じくしていけるような方向づけがどうしても大事だと思いますので、難しい問題もいろいろあるかとは思いますが、できるだけその方向で頑張っていただければと思います。よろしくをお願いします。

もう1ついいですか。

全国高総文祭の御報告がありました。これを

見ると、本当に宮崎県の高校生が頑張ってくれた様子が目に映るような気がしました。

以前、宮崎大会があったその前の年、三重大会だったんですけど、その当時の文教警察の委員会で視察に行かせてもらいました。本当にすばらしい大会で、感動したのをよく覚えています。その次の年が宮崎大会だったんですけど、ちょうど口蹄疫が発生した年で、できるかどうかすごく不安だったんですけど、ぎりぎり間に合って、だからこそ逆に感動が大きかったということもすごくよく覚えています。

ことしの宮崎大会はあしたからということなのですが、高総文祭は、全国にしても、県にしても、すごく意義のある文化祭だと思いますので、引き続きじゃなく、これまで以上に県教育委員会としても力を入れて御支援をしていただければありがたいなと考えています。質問じゃないですけど、よろしく願います。

○吉田学校政策課長 おっしゃるとおりで、あす開会式で、また県でも始まるわけですけども、県教育委員会としても万全にバックアップをしながら、特に芸術系の教員とかは研修もふやしながら高めていきたいと思っております。よろしく願います。

○横田委員 願います。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 先ほど、中野委員から要求があった資料の件ですが、この資料については全員に配付ということでよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)では、でき上がり次第いただくということで。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時36分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、局長に説明を求めます。

○凶師企業局長 企業局でございます。よろしく願います。

委員の皆様方には、日ごろより、企業局の事業の運営につきまして御指導・御支援を賜り、まことにありがとうございます。企業局といたしましては、今後とも職員一丸となりまして円滑な事業の推進に努めてまいりますので、引き続き御支援を賜りますようよろしく願いをいたします。

では、座って資料の説明をさせていただきます。

お配りしております委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、左側の目次をごらんください。

企業局では、今回、議案はございませんが、提出報告書関係が1件、その他報告事項が1件、合計2件でございます。

まず、1の提出報告書についてであります。これは、県が出資している法人等の経営状況についてでございます。地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、企業局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告するものであります。

次に、2のその他報告事項でございますが、

ドローンの活用状況について御報告するものがあります。

詳細につきましては、経営企画監及び電気課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○新見委員長 局長の概要説明が終了しました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。お手元の「平成29年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の149ページをお開きください。

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成28年度事業報告書であります。

まず、1の事業概要でございますが、当センターは、企業局が設置した一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者としてゴルフ場の管理運営を行いました。

なお、当センターは、平成18年4月1日から指定管理者として指定を受け、現在3期目となっております。

また、平成24年4月1日に、一般財団法人に移行したことに伴う公益目的支出計画を引き続き実施しました。公益目的支出計画といえますのは、新しい公益法人制度において、それまでに受けた寄附などの財産を公益な目的のために支出していく計画のことでありまして、当センターの場合は、基本財産を出資者である県と新富町に計画的に寄附していく計画を立てることにより、一般財団法人としての認可を受けているところであります。

なお、指定管理に当たっては、施設の利用料金を全て当センターの収入とする利用料金制を導入しており、その中から一定額を企業局に納

付する協定を結んでおりまして、この納付金が企業局の地域振興事業の主な収入となっております。

次に、2の事業実績でございますが、(1)の指定管理業務に係る事業費は1億616万2,000円となっております。施設の管理運営の実績といたしましては、ゴルフコースの利用者数が3万464人、主催コンペの開催数が167回で、参加者数が1万4,650人、カートの貸出者数が2万6,760人、レストランの利用者数が2万5,514人などとなっております。

次に、(2)の公益目的支出計画の実施に係る事業費は100万円で、県に70万円、新富町に30万円寄附いたしました。

次に、150ページからの3の貸借対照表以下、経営状況の詳細につきましては、後ほど御説明いたします経営評価報告書と重複しておりますので、ここでは省略させていただきまして、先に今年度の事業計画について御説明いたします。154ページの平成29年度事業計画書をお開きください。

1の事業概要は、先ほど御説明いたしました平成28年度と同様であります。

2の事業計画でございますが、(1)の指定管理業務に係る事業費は1億1,178万1,000円で、事業内容は平成28年度と同様であります。ゴルフコースの目標利用者数は、平成28年度から500人減の3万3,500人、主催コンペの目標参加者数は、平成28年度と同人数の1万6,000人に設定しております。これらの目標利用者数につきましては、近年の利用者数の動向を踏まえ、当センターの事業計画において設定された数値であります。

また、(2)の公益目的支出計画の実施につきましては、前年度と同様、県と新富町に合計100

万円を寄附する内容となっております。

次に、155ページの3の収支予算書をごらんください。

まず、収入の部でございますが、予算額の合計は1億1,188万1,000円で、ゴルフコースの利用料収入、カート使用料、レストランの売り上げなどが主な収入となっております。増減で前年度より240万6,000円の減収としておりますのは、目標利用者数を前年度から500人減らしたためであります。

次に、支出の部の予算額の合計は1億1,188万1,000円で、前年度より192万6,000円の減となっております。これは光熱水費などの経費の節減などによるものであります。

その結果、一番下から3段目の当期収支差額の欄につきましては、差し引きゼロ円を見込んでおります。

次に、211ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書について御説明いたします。

まず、上の表の当センターの概要ですが、上から3番目の欄にありますとおり、設立は平成元年11月18日、その下の欄ですが、総出資額は500万円、うち県出資額が350万円で、出資比率は70.0%となっております。

次に、中ほどの表の県関与の状況であります。人的支援については、役員数の合計は5人で、県の退職者が1人、それ以外が4人となっております。また、職員数は、平成28年度が9人、平成29年度が10人で、全てプロパー職員であります。

その下の財政支出等につきましては、昨年の台風16号によりコースが冠水被害を受けたため、基本協定書の規定に基づき、修繕費用の一部として154万円を県から修繕費用負担金として支出

しております。

なお、その他の県からの支援等については該当ありません。

次に、下の表でございますが、実施事業につきましては、先ほど御説明いたしました事業報告書の内容と同様でございます。

その下の活動指標であります。①のゴルフ場利用者数は、平成28年度は目標値3万4,000人に対し、実績値3万464人で、達成度は89.6%となりました。また、②の主催コンペ年間参加者数は、目標値1万6,000人に対し、実績値が1万4,650人で、達成度は91.6%となりました。

なお、平成29年度と30年度につきましては、目標値を変更しております。

212ページをお開きください。

上の表の財務状況から御説明いたします。

まず、一番上左側の正味財産増減計算書でございますが、平成28年度の欄をごらんください。一番上の経常収益は1億487万7,000円、経常費用は1億616万2,000円で、差し引きの当期経常増減額は128万5,000円のマイナスとなりました。これから当期経常外費用7万1,000円を差し引いた当期一般正味財産増減額は135万6,000円のマイナスとなりました。一般正味財産期首残高が当初569万5,000円ありましたので、一般正味財産期末残高は、この135万6,000円を差し引きまして、433万9,000円となります。当期指定正味財産増減額は、特定寄附を実施したため、マイナス100万円となり、指定正味財産期首残高600万円からこの100万円を引いて、指定正味財産期末残高は500万円となりました。その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合計しました正味財産期末残高は933万9,000円となっております。

次に、右上の貸借対照表の平成28年度の欄を

ごらんください。資産は2,086万3,000円で、その内訳は、現金預金などの流動資産が1,528万5,000円、定期預金、機械装置などの固定資産が557万8,000円となっております。

次に、負債は1,152万4,000円で、未払金、借入金などの流動負債のみとなっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は933万9,000円で、その内訳は、指定正味財産が500万円、一般正味財産が433万9,000円となっております。

次に、下側の財務指標の平成28年度の欄をごらんください。①の利用料金収入は、目標値7,704万4,000円に対し、実績値6,908万4,000円となり、達成度は89.7%となりました。②の人件費は、目標値4,451万9,000円に対し、実績値3,881万円となり、達成度は112.8%となりました。③の自主事業収入は、目標値3,724万3,000円に対し、実績値3,413万9,000円となり、達成度は91.7%となりました。

なお、平成29年度と30年度の目標値につきましては、下の欄の指標の設定に関する留意事項にありますように、これまでのゴルフ場利用者数の推移を踏まえまして目標値を変更しております。

その下の表の直近の県監査の状況については該当ありません。

最後に、総合評価でございますが、右の欄の県の評価をごらんください。

活動内容については、先に御説明しましたとおり、ゴルフ場利用者数等の実績について目標を達成することができず、今後の改善が求められると考えます。また、県内ゴルフ人口の減少傾向や料金単価の減少など、厳しい状況ではありますが、引き続き新規利用者の開拓等の誘客対策に取り組んでいく必要があると考えます。

財務内容につきましては、平成28年度の収入は前年度を下回った上、台風16号による冠水被害の影響などにより、単年度収支赤字が発生しております。昨年度の収支赤字は、自然災害に起因するため、やむを得ない面もありますが、財政基盤の安定が引き続きの課題であるとしております。

なお、組織運営につきましては、職員の退職により9名での運営となりましたが、臨時職員を雇用し、サービスの質を確保できたものと考えられます。

これらを踏まえ、評価につきましては、活動内容と財務内容はやや課題ありとして、C、組織運営はほぼ良好として、Bとしたところであります。

私からの説明は以上でございます。

○新見委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑があったら出してください。

○徳重委員 ゴルフ人口がどんどん減ってきている状況にあるわけですが、今、テレビでもほとんど毎日のようにゴルフの放送があるわけで、中・高校生でやりたい人がおるんじゃないかなという気がするんですよ。そこで、そういう学生の指導というか、そういったものを一般の中・高校生を対象にここでやるとかいうことは計画されたことはないものですか。高校でもゴルフをやっている学校がありますよね。それは別に、一般の人で中・高校生がゴルフをしたいんだけど、コースにはなかなか行けないということで、そういう指導をするというような計画はないものですか。

○新穂経営企画監 中・高校生となりますと、本格的にやっている方々が多くて、御承知のと

おり、本格的なゴルフ場で練習をしております。一ツ瀬川県民ゴルフ場につきましては、児湯地区にゴルフを対象としたスポーツ少年団がありまして、そのスポーツ少年団に2週に1回、土曜日の午後、ゴルフ場を貸し出しておるところでございます。

○徳重委員 中・高校生に対して、利用料というか、プレー料は減額されたり、いろいろされているものですか。

○新穂経営企画監 18歳未満は510円となっております。そして、先ほど申しましたスポーツ少年団につきましては、1回100円で利用させていただいております。

○徳重委員 指導者はおるんですか。

○新穂経営企画監 指導者は、スポーツ少年団の指導者がついております。

○太田委員 212ページの真ん中あたりのところに財務指標があります。その中の人件費②、これが目標値に対して実績値が下がっておるわけですが、パーセントとしては112%程度になるということです。これは目標値に対して実績が少ないほうがいいと考えるのか。人件費だから、そこで働く人のことだろうと思っているんですね。先ほど、臨時職員を雇用したという内部努力とかいうのもありましたが、見方によっては、働く人が通常より高目の賃金をもらってもいいんじゃないかなとか思ったりもするものですか。この辺が下がったことで、達成度が112%になるんだということの考え方は、どういう見方をすればいいんですか。

○新穂経営企画監 この指標につきましては、行政経営課の評価方法に基づいて記載しておるものでありまして、この目標値が予算であり、それ以上に人件費を使うとなると、経営上問題があるという考え方でして、予算は十分確保さ

れた上で、それを下回る努力をなささいということだと思います。

○太田委員 そういうことなんですね。下回る努力をしなければというのが暗にあるわけですね。見方によっては、100%でもいいんじゃないかと、いただいた人が市内でいろいろ使えば、地域の活性化にもつながるわけだから。逆に、パーセントがあまり上がり過ぎるのも問題かなという視点も持っておかないといけないと理解はいたしました。

それと、もう1つ確認です。149ページのとくに説明がありましたけれど、一般財団法人に移行したことに伴って公益目的支出計画を計画したということではありますが、これを一般財団法人に移行したことに伴って、法人の社会的な貢献とかいうことで、宮崎県もしくは新富町にそういうものを還元することが一般財団法人の任務なんだよというような、当時、法的に命ぜられたものがあって、こういう移行の仕方をしたんでしたかね。

○新穂経営企画監 平成24年に一般財団法人に移行したわけですがけれども、それまでは公益法人だったものですから、県と新富町から合わせて1,000万円の基本財産を有しておりました。これは、税金から拠出された財産ですので、一般財団法人に移行するに当たりまして、この財産は公益目的に使いなさいと、全部使い切りなさいと、その上で一般財団法人に移行しなさいというのが法律で定められておりまして、その1,000万円を10年かけて新富町と県に寄附するということで認可を受けたということになります。

○太田委員 そうしたら、これは永遠に続くということじゃなくて、1,000万を返還し終われば、もう終わりということなんですね。わかりまし

た。

○横田委員 昨年は台風16号で冠水したということですが、冠水したら、コース内に土砂とかが当然たまりますよね。何日間かクローズにして作業に当たられると思うんですけど、その作業は職員9名プラス臨時職員の10名でされるんですか。

○新穂経営企画監 昨年場合は、完全に冠水しまして、泥等もコースに流れましたので、重機等も入れないといけないということで、その重機のレンタルとか、オペレーターとか、外部に委託してやっております。そのほか、企業局の職員も行って、コースの整備を手伝って、約5日間クローズしたところがあります。

○横田委員 レストランがありますよね。レストランの調理する人もおられると思うんですけど、そういう人たちもこの職員の中に入っているんですか。

○新穂経営企画監 調理をされるレストラン課長というのがおまして、その1名が職員で、そのほかはパートでやられています。

○横田委員 わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○森本電気課長 企業局におけるドローンの活用状況について御報告いたします。

会場に大型のディスプレイを御用意しております。今回は動画による御説明をさせていただきます。また、ちょうど現物が届きましたが、現物につきましてもごらんいただきたいということで持ってまいりました。よろしくお願いたします。

それでは、委員会資料の1ページをごらんい

ただきたいと思えます。

まず、1の導入機器の概要であります。現在、企業局では、2台のドローンを導入しております。

まず1台目は、(1) DJI社のファントム4であります。これは、1パイロット制になっておりまして、1名の操縦者により、機体とカメラを操作するタイプであります。4Kカメラを搭載し、全景や風景の写真撮影に適しております。重量は約1.4キログラムで、飛行可能時間は約28分となっております。小型で取り回しがよいため、簡易撮影や認定操縦者の育成研修用として使用しております。

2台目は、(2) 同じくDJI社のインスパイア1プロであります。こちらは、2パイロット制になっておりまして、2名の操縦者により、機体とカメラをそれぞれ操作するタイプであります。カメラ操作と機体操作、それぞれに集中できるため、より高度な撮影が可能となっております。4Kの光学3.5倍ズームカメラを搭載し、設備の詳細な撮影に適しております。

重量は約3キログラムで、飛行可能時間は約18分となっております。

こちらは設備点検や広報などに使用しております。

次に、2の運用体制等についてであります。

(1)の目的ですが、企業局では、送電線、配電線及び鉄塔点検、施設点検、災害状況等の確認、広報等に使用することを目的といたしまして、ドローンを導入いたしました。

(2)の運用体制についてであります。国が示す無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン等を踏まえまして、企業局独自の「ドローン管理運用要領」を定めておりまして、飛行時の安全管理体制などを規定し、飛行に当たっ

では、監視者をつけるなどの運用を行っております。

昨年12月に導入し、ことしの2月から実運用を開始しております。発電所や送電線の設備調査等に活用しております。

(3)の、認定操縦者の育成であります。ドローンの操縦におきましては、国は資格等を定めておりませんので、誰もが自由に操縦できますが、企業局では、独自に「ドローン操縦者育成研修実施要領」を定めておまして、国が示している講習カリキュラムとほぼ同等の講習を実施することにより、操縦者の育成を図っております。講習に合格すれば企業局独自で認定するという制度を設けておるところです。

これまでに局内で6名の認定操縦者を育成しております。現在も局内の操縦者を順次育成しており、今年度末には合計18名になる見込みとなっております。

次に、3の活用状況の例についてであります。

ドローンの活用状況の主な事例を5種類、御用意いたしております。映像を使って順番に御説明いたします。ディスプレイをごらんください。

まず、1、送電線鉄塔での点検状況であります。

これは、ドローンによる点検の様子を、別のドローンから撮影しているものであります。今、見えておりますドローンを操縦して、鉄塔に沿って、点検を行っております。

このドローンの下にカメラがついておまして、撮った映像がリアルタイムで操縦者のもとへ送られるとともに、記録されるようになっておまして、撮影後にパソコン等で再生ができるようになっております。

また、ドローンで撮った映像は、4K画質と

いいまして、非常に精細な画像となっております。

このドローンは、カーナビ等に使われておりますGPSを内蔵しております。ごらんのように、空中の一定地点にとどまってホバリングを行うということができます。操縦者が映っておりますが、これまでは鉄塔に登らなければ点検ができなかったところですが、ドローンによる点検では、地上から映像を確認しながら点検を行うということで、安全な点検が可能となっております。

次に、事例2、送電線鉄塔でのズームカメラを用いた点検状況であります。

これは、ズームカメラ付きのインスパイア1プロで撮影したものであります。鉄塔の頂部を点検したものであります。ここから映像がズームされていきます。これまでは鉄塔に登らなければ見ることのできなかった鉄塔の頂上部分を、簡単にこうやって確認することができます。ズームカメラを用いることで、ごらんのように、詳細な画像を撮影することができ、鉄塔の頂部に取りつけられている光ファイバーケーブルの状況やその取り付けボルトの部分のさびなどが確認できたところでございます。

このような点検は、ドローンならではのものとございます。

次に、事例3、法華岳公園にある送電線鉄塔での職員の昇塔訓練の状況であります。

非常時などには、職員が実際に鉄塔に登って作業することがありますが、鉄塔での作業は高所作業であり、危険を伴うため、安全帯の使用方法などの訓練を行うこととしております。

この鉄塔は、三財線のナンバー11号鉄塔でありまして、この高さは25メートルであります。企業局の鉄塔の中では平均より少し高い鉄塔で

ございます。

場所は、国富町の法華岳公園のグラススキー場の上に立っておりまして、右の奥のほうにずっと延びております送電線の先には、西都市にある三財発電所がございます。反対側は、これからごらんいただく、綾第二発電所がございます。

続きまして、事例4、綾第二発電所の状況であります。

放水口で発電に使用した水が流れ出しております。緑の管が見えておりますが、これは、国営かんがい用の水管橋で、綾町の錦原地区等に農業用水を配水しているものであります。綾第二発電所の建屋が見えてまいりました。1号発電機が運転中で、発電に使用した水が流れている状況が見られるかと思えます。

左側には変電所があります。今から上昇していきますが、上昇しますと、奥のほうには太陽光の発電設備が見えてまいります。

このように、ドローンで撮影すると、今までにない視点から、発電所全体の状況を確認することができるというものでございます。

続きまして、事例5、酒谷発電所・日南ダムの状況であります。

酒谷発電所は、平成28年10月に運転を開始しております。これは、発電所の放水口が見えておるところで、少し運転をして、水の量はそんなにないんですが、発電所からダムのほうに向かってまいります。ダムから水が流れている様子が見えてきます。だんだんと今から高度を上げてまいりまして、堤体の上、左のほうにオペレーターがおるんですけれども、また別の監視員が下におりまして、連絡をとり合って操縦しておるわけであります。

ダム湖が見えてまいりました。台風前に映しておりますので、ダムがまだきれいな状況です。

これ、右に振れますと、ダムの管理事務所が確認できてきます。さらに、堤体側のほうに向けてまいります。だんだんとダムから引いていきます。奥のほうには発電所が見えてますが、だんだん引いてまいりますと、ダムのちょうど真ん中あたりですが、半円状の放水堰が見えてまいります。ここから流れ出た水が先ほどダムから流れ出していた水でございます。

このような動画は、PRにも活用できると考えております。

以上が、現在、企業局がドローンを活用しております状況の一例でございます。

今後は、ドローンのさらなる有効活用を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○新見委員長 その他報告書事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑があったら出してください。

○中野委員 今のドローンの動画、初めてである風景写真みたいなのかなと思う。本当に点検となると、ひび割れとかアップしたりしないといけなんでしょう。あれは、こっちでズームアップもできるけれど、パソコンで取り込んだ中でもズームアップできるわけ。

○森本電気課長 これはパソコンに取り込めるものでありまして、当然、パソコンでの画像につきましては、拡大してしっかりと見ることができます。

○中野委員 ぜひ、今のは試運転みたいな感じやから、次はしっかり検査するぐらいのものを、こんな大きいじゃなくていいから、また見せてください。

○森本電気課長 まだドローンは導入して日が浅いわけでありまして、今後いろいろ有効活用

というのは図っていきたいと考えております。

○徳重委員 どれぐらいするものですか、値段を教えてください。

○森本電気課長 こちらに置いてある小さいほうがファントム4で約29万円ほどでございます。大きいほうはインスパイア1プロ、これは73万円ほどとなっております。

○徳重委員 この画像の撮影機能は一緒ですか。

○森本電気課長 大きいほうにつきましては、ズーム機能がついておりますし、カメラもいいのがついております。安定して動かせるような機能になっております。

○徳重委員 やはり安全安心でないといけないんじゃないかなという気がしてならないんです、空を飛ぶわけですから。危険度というか、そういったものはないと言えるものでしょうか。操縦の仕方によってはあり得ると思うし、あるいは一般論として、おたくでやられている電線、電柱となりますと、電線があつたり、山があつたりと、そういったもののいろいろな危険性はどのように考えていらっしゃるのか。

○森本電気課長 基本的にこのドローンと申しますのは、GPSを内蔵しておりますので、何もしなければその位置にずっととどまっているというのがまず一つ、安定してじっとしているということで、放っていてもその位置にじっとしているということで、自分で操作してぶつかっていない限りはぶつかることはないというのが一つありまして、もし故障といいますか、バッテリーとかがなくなりかけてくると、自動的に最初の位置に戻ってくるという機能も持っております。あとは自分たちの中で管理運営要領を定めておりますので、風速の5メートル以上では運転しないとか、あるいは操縦者と、先ほど言いました、2名以上の監視者を置いて飛行の

管理をするとか、そういったことで安全管理体制について万全にしていきたいということでやっておるところでございます。

○徳重委員 この管理資格というんですか、私は一般質問もさせていただいたところですが、資格取得は国に認定されているところの資格になるんですか。

○森本電気課長 ドローンの操縦につきましては、基本的に免許とかそういう資格はございませんので、誰もが自由に運転できるというわけでありまして、民間では、やはりそれではいけないだろうということで、ある程度、国のドローン操縦のガイドラインというのが示されておりますので、それを参考にして、いろんな団体等が講習をやっております。企業局におきましても、同じように国のガイドラインを参考にいたしまして、同じような講習をやつて、操縦の安定性を保っているところでございます。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、やはり、電気関係なら電気関係の能力というか、技術というか、そういったものがなければどこを映していいやら、今、どこが問題だというようなことがよくわからないと撮影もできない、飛ばすこともできないんじゃないかなと思うんです。一般の人が急に異動で動かされてもできないんじゃないかなと思うんです。だからその操縦技術者というのは、特定の人に限定されてくるのかなと。どんなものですか、そこ辺。

○森本電気課長 企業局の中で、民間がやっている講習と同じような操縦の講習カリキュラムを設けております。異動者とか来られたら、そういう人たちにも同じような講習カリキュラムを受けていただきまして、ある程度、操縦の訓練をして認定する制度を設けております。大抵のカリキュラムを合格すれば操縦できるという

ことで、企業局独自でそういったカリキュラムを通した操縦者の育成を行っております。そういう人たちが職員の中では運転をしていくということでございます。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、その操縦の技術訓練の場所というのが、一般的にどこでもできないということを知っておりましたので、企業局の場合はどこで訓練をされているのか、教えてください。

○森本電気課長 まず、一般の法規的なことは局内でやっております、その後、シミュレーターというのでパソコンで実際に動かしてみ、パソコン上で一回シミュレーションをしながら訓練をし、さらにそれが終わると、企業局のちょうど裏側に体育館がございますが、あそこの中で屋内での訓練を行うということになります。それが終わりますと、今度は屋外ということで、綾第二発電所とかあいう自分たちの場所があります。あるいは法華岳公園をお借りいたしまして、そこで上のほうには先ほどの三財線の鉄塔もございますので、あいった現地で訓練を行って、それを一通り終わらせてから、最後に実地の試験をしまして、それに通ったら認定するというような形で進めております。

○横田委員 すごいなと思いながら見ていました。これからどんどん活用範囲が広がっていくんじゃないかなと思うんですけど、これは企業局の予算の中で購入されたんですか。

○森本電気課長 企業局の予算で購入しております。

○横田委員 県土整備部も持っているんじゃないかなという話がさっきあったんですけど、宮崎県の中で、例えば警察も含めて、どこの部局が持っているんですか。

○森本電気課長 私どもが知っている限りにお

きまして、営繕課が持っているという話は聞いております。

○横田委員 だんだん活用範囲が広がっていけば、ほかの部局もぜひ使いたいというところが出てくるんじゃないかなという気もするんですけど、将来的には県全体で一括管理して、どこでも使っていけるような、使えるような状況に持っていったほうがいいんじゃないかなという気もするんですけど、そこらあたりはどんなふうに考えているんですか。

○森本電気課長 企業局の場合の導入目的といいますのが、自分たちの設備の点検等に使うということがまず第一にあります。まずはその辺のところを十分に活用しながら、ドローンの活用が広がっていくということになれば、そういったことに対しても検討していくことになるのかなとは思っております。一つ、運用要領の中では、災害等で非常時の場合につきましては、企業局のこのドローンにつきましても、そこに応援ということで、オペレーターとともに一緒に行って、操作して、応援をしていくということも要領の中でも書いておりますので、そういった形で一緒になってやっていくことも考えております。

○中野委員 あの本体についているカメラ、あれはレンズだけでこっちのモニターで画像は保存するわけ、それとも真ん中がカメラそのもの。

○森本電気課長 モニターはリモートコントロール装置でありまして、ドローンで映している画像が、そのリモートコントロールの iPad にそのまま映ります。だから、今ドローンがどういう状況で飛んでいるというのがすぐ見えていて、それはそのまま録画ができていくということになります。もちろんワンショットでの写真も撮れるというような製品でございます。

○太田委員 飛行可能時間とかも教えていただきましたけれど、充電もすると思うんですが、充電は大体どのくらいで完了するんですか、時間的には。

○森本電気課長 1時間でございます。急速充電器で1時間で充電できるということです。

○太田委員 今説明の中で、法規的なことも勉強させるといような感じで言われていたわけですが、この国が定めている講習カリキュラムとほぼ同等の講習を実施しということで、法規的なこととかいった場合は、飛ばしたらいけないところがあるとか、ドローンにまつわって、何か法規的なものができ上がっているんですね。その辺の法規的なものというのは、例えばどんなものがあるんですか。

○森本電気課長 ドローンにつきましては、まず空を飛ぶますので、航空法の規制を受けるわけでありまして、今現在のところでありまして、まず空港の周辺は飛行禁止区域ということ、それから150メートル以上になるとそこは飛んではいけないということ。町の中の人口密集地区、これは人口密度4,000人以上というような条件がありますが、そういった場所につきましてもまず飛行禁止区域ということで、はっきり禁止されておるものであります。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時27分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時に再開し、警察本部の審査を行うことといたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時27分散会

平成29年 9 月 22 日 (金曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	戸 高 誠 一
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 俊 一
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	都 原 誠 一
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	橋 本 利 幸
総 務 課 長	重 山 勝 則
少 年 課 長	久 留 米 英 樹
生 活 環 境 課 長	宮 川 博 文
交 通 規 制 課 長	壹 岐 幸 啓
運 転 免 許 課 長	中 嶋 信 行

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	井 口 幸 子

○新見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、警察本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。

9 月 4 日付で警察本部長に着任しました郷治と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

新見委員長を初め、委員の皆様には、平素から警察活動全般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

私は着任に際し、全職員に対しまして、積極的に仕事に取り組み、必要な知識、技術の研さんに励むこと、また、職員相互の意思疎通を図り、風通しのよい職場をつくることの 2 点について指示をいたしました。

これからもこれまでと同様、全職員が一丸となりまして、安全で安心な宮崎を目指して努力してまいり所存でございますので、委員長を初め、委員の皆様方には、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日、御審議いただく報告は、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての 2 件でございます。

以上の案件につきまして、それぞれ担当の部長から説明、報告させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○新見委員長 本部長の概要説明が終了しました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成29年9月定例県議会提出報告書の損害賠償を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は7件でありまして、交通事故以外の損害賠償事案が2件と公務中の交通事故が5件であります。

交通事故以外の損害賠償2件につきましては、県費による支出であります。交通事故に係る損害賠償5件につきましては、全て県警が加入する任意保険において賠償しております。

それでは、お手元の「平成29年9月定例県議会提出報告書」に基づき、御説明いたします。

このうち県警の損害賠償事案は報告書3ページの6番目、7番目と4ページの1番目から7番目までであります。

では、まず交通事故以外の損害賠償事案2件について御説明いたします。

3ページ、6番目の平成29年4月26日の車両損傷事故は、西都警察署の警察官が、警ら中にぬかるみにはまった高齢者の運転する軽乗用自動車を見つけたことから、相手方運転手にかわってトラクターの牽引によりぬかるみから脱出を試みたところ、脱出した相手方車両をトラクターに衝突させ、損傷させたものであります。この事故により、相手方所有者に車両の修理費用として2万5,490円を賠償しております。

3ページ、7番目の平成29年6月14日の門扉損傷事故は、高岡警察署の警察官が、捜査のため相手方を訪問し、相手方居宅の駐車場と居宅敷地の境に設置してありますアコーディオン型門扉を開き、敷地内に立ち入ろうとした際、門扉下にあるとめ金具1本が路面に差し込まれたまま門扉の開閉動作を行ったため、門扉が損傷したものであります。この事故により、相手方所有者に門扉の修理費用として5万2,164円を賠

償しております。

次に、職員の公務中の交通事故についてありますが、4ページの1番目から3番目にあります平成28年3月4日の交通事故は、同じ事案であります。賠償の相手方が3者となっております。この事故は、都城警察署の警察官が、ミニパトで直線道路を走行中、一瞬、仮睡により前方不注視となり、前方のT字路交差点の縁石を乗り越え、ブロック塀に衝突したものであり、警察側の過失が100%の事故となります。

この事故で衝突したブロック塀は、世帯の境界にあったため、ブロック塀の所有者は2名となり、うち1世帯につきましては植木1本も損傷しております。このため、ブロック塀の所有者に対し、修理費用として6万4,800円とブロック塀と植木の所有者に対して、修理費用等としまして5万8,546円を賠償しております。

また、この事故で車両が縁石を乗り越えた際、縁石を損傷したため、縁石の管理者であります三股町に対しまして、縁石の修理費用として3万2,940円を賠償しております。

次に、4ページ、4番目にあります平成29年3月21日の交通事故は、警察本部警務部施設装備課の技術職員が、普通乗用自動車で直線道路を走行中、路外施設から右折流入してきた相手方車両と接触した事故であり、警察側の過失が10%、相手側の過失が90%の事故となります。この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用1万7,814円を賠償しております。なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた20万2,176円につきましては、歳入として受け入れております。

次に、4ページ、5番目にあります平成29年3月29日の交通事故は、宮崎北警察署の警察官が、駐車場で捜査用の普通乗用車を方向転換さ

せようと後退したところ、駐車場内の柱に設置された相手方が管理する排水管に接触させたものでありまして、警察側の過失が100%の事故となります。この事故で、相手方管理者に排水管の修理費用として11万9,340円を賠償しております。

次に、4ページ、6番目にあります平成29年4月7日の交通事故は、警察本部生活安全部特別機動警察隊の警察官が、大型乗用自動車であります隊員輸送用のバスを道路左側に寄せて停止した際、ハンドルを右に切りながら発進させたところ、車両の後部が振られたことにより、車体左後部を同所に設置されていた宮崎市が管理しますカーブミラーに接触させたものであり、警察側の過失が100%となります。この事故で、宮崎市に対してカーブミラーの修理費用として9万4,000円を賠償しております。

最後に、4ページ、7番目にあります平成29年4月21日の交通事故は、都城警察署の警察官が、駐車場の駐車枠に普通貨物自動車を駐車させようと、後進しながらハンドルを左に切ったところ、左側に無人で駐車中の相手方車両に接触させたものであり、警察側の過失が100%となります。この事故で、相手方所有者の車両修理費用として3万2,270円を賠償しています。

県有車両による交通事故につきましては、以上の5件であります。交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後も防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

さらに、今回は交通事故以外に2件の損害賠償事案を御報告させていただきましたが、損害賠償事案については、県民の貴重な税金が投入

されているものでありますので、慎重な職務執行に努め、損害賠償事案防止に努めてまいり所存であります。

以上、損害賠償を定めたことについて御報告を終了させていただきます。

○鬼塚刑事部長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人であります公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告をさせていただきます。

お手元の「平成29年9月定例県議会提出報告書」の157ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成28年度の事業報告書について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。平成28年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着化を図るとともに暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところでございます。

次に、2の事業実績についてであります。公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には、収益事業はなく全てが公益事業であり、平成28年度におきましては、157ページから160ページの表のとおり実施をいたしております。

まず、事業名(1)「暴力団等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業」、公益事業1につきましては、①としまして、相談・助言事業として常勤相談員や弁護士等による相談受理、②としまして、少年保護活動事業として青少年に対する暴力団影響排除のための啓発活動、③としまして、暴力団離脱更生促進事業として、

宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催等を通じた更生援助活動や社会復帰援助活動、④としまして、被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟援助の活動等をそれぞれ実施をいたしました。

次に、事業名(2)「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業」、公益事業2につきましては、158ページから160ページに記載のとおり、①としまして、広報啓発事業として、宮崎県、宮崎県防犯協会連合会と共同の「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の開催やタウン誌等への暴排広報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成、配布等の活動、②としまして、民間暴力団排除団体等への支援事業として、事業所への不当購読拒否対策や暴力団対策研修会、暴力追放活動の支援の実施、③としまして、少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会との共催による研修会の開催、④としまして、不当要求情報管理機関への援助事業として、銀行や証券会社等との会合の出席、⑤としまして、調査研究・情報収集事業として、宮崎県民暴研究会の開催や各種研究会への参加等、⑥としまして、不当要求防止責任者講習等事業として、県内13地区における講習会の開催等に取り組みをいたしました。

次に、経営状況等の調査につきまして、平成29年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

報告書の213ページをお開きいただきたいと思います。

まず、概要についてであります。宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に設立をされ、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年からの公益法

人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で、現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものであります。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本財産であり、このうち県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。総出資額に対する県の出資比率は79.8%であります。

なお、平成28年度の代表理事理事長は平野亘也氏であり、平野氏は宮崎銀行頭取で宮崎県銀行協会会長であります。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について御説明いたします。

センターの役員は、理事10人と監事3人の合計13人であり、県職員の役員就任はございません。県退職者としては、常勤理事の1名と非常勤理事の1名の計2名が就任をいたしております。

次に、県の財政支出等について御説明いたします。

平成28年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料1,063万3,000円のみであり、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業は、さきに述べました公益事業2の中の1つである⑥「不当要求防止責任者講習等事業」の費用でございます。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業でありまして、事業の内容は、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会勢力からの不当要求被害を防止するための講習会を行っております。平成28年度の実施結

果は、警察署管轄の13地区において講習回数30回、受講者1,091名でありました。

次に、実施事業であります。これはさきに述べたとおり、公益事業の1としての4事業、公益事業の2として6事業の合計10事業を実施いたしております。

次に、活動指標についてでございます。暴力追放センターが行っております10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業であります。その中でも特に相談・助言事業や不当要求防止講習等事業、それと、広報啓発事業に重きを置いて活動を行っております。

そこで、これらの事業活動の認知度状況、センターの利用状況等を知るための指標として、暴力相談等受理件数など3つの活動指標を掲げております。

①の暴力相談受理の主な内容につきましては、1つには不当要求に対する企業としての対応要領、2つ目としましては、契約取引からの反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会、3つ目には、暴力団等反社会勢力からの被害相談等の件数となります。この中で最も多いものが、暴力団該当性の照会181件でございます。全体の約8割を占めております。

②の研修会の参加者については、一般企業対象の暴排講習会、行政対象の暴排講習会、そして、委託事業である不当要求防止責任者講習会等の各種講習会の参加者数となります。

最後の③、ホームページアクセス件数については、県民の暴追センターの認知度をあらわす1つの指標として掲げているものでありまして、アクセス件数が多いほど暴追センターの認知度が高いと考えております。

それぞれの目標値については、過去5年間の

実績値の平均によりやや高めの数値を設定をいたしております。

各指数の達成度は、①の暴力相談受理件数が78.0%、②の研修会参加者数が90.8%、③のホームページへのアクセス数が79.7%でありました。

次に、財務状況についてであります。

次の214ページをお開きください。

財務状況の数字は1,000円単位で表示しており、1,000円未満は四捨五入をいたしております。

経常収益、経常費用等の詳細につきましては、平成28年度事業報告書の161ページから164ページまでの貸借対照表、正味財産増減計算書、そして財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち、左側の正味財産増減計算書の平成28年度の欄をごらんください。

平成28年度の収入に当たる経常収益は2,627万4,000円、支出に当たる経常費用は2,468万円で、当期経常増減額はプラス159万4,000円となり、経常収益が経常費用を上回っております。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、平成28年度の当期一般正味財産増減額は159万4,000円の増額となっております。

平成28年度の一般正味財産期首残高は672万円でありましたので、平成28年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の159万4,000円を加えた831万4,000円となります。

当期一般正味財産期末残高831万4,000円の内訳は、次期繰越金731万4,000円と貸付原資産100万円でございます。

次に、指定正味財産増減の部について説明をさせていただきます。

平成28年度は指定正味財産期首残高4億9,800万円、同期末残高4億9,900万円であり、10万

円の増額となっております。

100万円の増額は、平成25年度に設立をいたしました暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の平成28年度積立金100万円であります。

指定正味財産の内訳は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産400万円となります。

基本財産の4億9,500万円については、平成28年度は国債、決済用普通預金口座で運用しております。

また、暴力団事務所使用差止請求とは、平成24年の暴力団対策法改正によりまして、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、センターみずからが原告となり、暴力団事務所使用差止の民事訴訟を起こすことができるものであります。

宮崎県暴力追放センターでは、平成25年10月24日付で適格都道府県センターの認定を受けたことから、センターが民事訴訟を行う経理的基盤としまして、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設立したものでございます。

次の正味財産期末残高の5億731万4,000円は、平成28年度一般正味財産期末残高831万4,000円と平成28年度指定正味財産期末残高4億9,900万円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の平成28年度の欄をごらんください。

平成28年度の資産は合計5億1,682万7,000円で、内訳は流動資産が737万8,000円、固定資産が5億944万9,000円であります。

次に、負債は合計951万3,000円で、内訳につきましては、流動負債が6万4,000円、固定負債が944万9,000円となっております、これらの詳細な額につきましては、平成28年度の事業報告書に

添付された貸借対照表のとおりでございます。

次に、平成28年度の正味財産5億731万4,000円は、資産合計の5億1,682万7,000円から負債合計の951万3,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標についてでございます。

①の自己収入比率の実績値52.8は、記載の算式のとおり基本財産運用収入の527万9,000円、特定資産定年利息3,000円、賛助金、寄附金の自己収入774万8,000円を加えた合計1,303万円を当期支出合計額の2,468万1,000円で割り、比率を算したものでございます。

平成28年度の目標値60.0に対しまして、実績値は52.8でしたので達成度は88.0%でありました。

今後、厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率を高め、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

次に、②の管理費比率の実績値20.6についても、算式に基づき管理費507万5,000円を総支出額の2,468万1,000円で割り、比率を算したものでございます。

平成28年度の目標値30.0に対しまして、実績値は20.6で、目標値よりも管理費を低く抑えたことにより達成度は131.3%でございました。

今後とも、引き続き管理費の削減について指導していきたいと考えております。

最後に、総合評価についてでございます。

県の評価は、「事業活動実績面については、民間の暴力団排除組織に対する支援活動、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団排除のための暴力追放相談活動の充実など、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できる」としてあります。

一方、財政面については、国債、地方債の低

金利が続いており、基本財産による利息収入が激減している状況であるため、今後も基本財産の効果的運用による財源確保を図るなど、なお一層の自助努力が必要であるとしております。

また、活動内容及び組織運営についてはAで良好、財務状況についてはBで、ほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明をさせていただきます。

事業計画書の165ページから166ページをお開きください。

1の事業概要についてでございます。

本年度においても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の合わせて10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてであります。

次の163ページをお開きください。

まず、大項目1の一般正味財産増減の部から説明をいたします。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、それと雑収益で構成をされ、合計2,258万5,075円の経常収益となっており、前年度比で89万5,654円の減額となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,383万7,000円、168ページに移りまして、管

理費606万2,000円の合計2,989万9,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額であります当期経常増減額は、マイナス731万3,925円となっております。

また、平成29年度の一般正味財産期首残高は831万3,925円ですので、平成29年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。この100万円は一般正味財産で保有しています貸付原資産100万円でございます。

次に、大項目2の指定正味財産増減の部について説明をいたします。

指定正味財産の受取寄附金100万円は、平成25年度から始まった一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの特定寄附でございます。

暴力追放センターでは、この寄附金を指定正味財産として保有し、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産として活用いたしております。

平成29年度の基本財産運用益436万9,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増減はなく4億9,500万円のままとなり、平成29年度の当期指定正味財産増減額は、受取寄附金分の100万円の増額となります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産500万円の合計額であります5億円でございます。

そこで、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に指定正味財産5億円を加えた5億100万円となります。

なお、平成29年度の事業計画は、本年3月17日並びに本年5月26日開催の理事会で、また、平成28年度の事業実績については、本年6月9日開催の評議員会においてそれぞれ承認をされ

ております。

6代目山口組から分裂をしました神戸山口組、さらに神戸山口組から分裂をして任侠山口組が新たな暴力団組織を設立したとも伝えられておりまして、暴力団情勢はますます混沌としている状況であり、暴力追放センターの役割は今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費の削減になお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動しました暴力団排除活動等を、官民一体となって積極的に実施していく所存でございます。

今後とも委員長を初め、委員の皆様の宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○新見委員長 報告事項に関する説明が終了しました。

報告事項についての質疑があったら出してください。

○中野委員 報告書の157ページ、中ほどに、弁護士引継相談3件、警察引継相談6件。弁護士に引き継ぐというのはある程度事件性があるのかなと思ったり、警察が引き継ぐというのも、ある程度暴力団絡みであれば、警察が知った時点で事件として取り上げるか、ある程度、本人が告訴しないと動けないという部分があると思うんです。ちょっとこここのところを詳しく説明してください。

○鬼塚刑事部長 この弁護士引き継ぎと警察引き継ぎとがございますけれども、まず弁護士引き継ぎと申しますのは、このセンターで暴力追放相談員ということで、お二人の弁護士の方に委託しております。

その方に引き継ぐものと警察に引き継ぐもの

があるわけですが、基本的には弁護士の先生に引き継ぐものの例とすれば不当購読要求、要はいろんな団体から本を買ってくれとか、こういうものがありますと、弁護士先生のほうで一括して、そういうものは拒否しますという文書を発していただくことができます。

あと、その他の事件になりそうかなというものにつきましては、警察に引き継ぎを受けるという形でございます。

○中野委員 弁護士引き継ぎというのは、相談に来た人は弁護士料は無料でいいわけですか。その弁護士さんに引き継いで対応したということですか。それとも、ここから先は有料になるのか。

○鬼塚刑事部長 不当購読要求については、相談は無料でございます。この不当購読要求拒否につきましては、弁護士会と事業者で、年間で2,000円の委託料を払うことによって対応してもらうことになっております。

○中野委員 要は顧問弁護士として、その範囲でできるということですね。

○鬼塚刑事部長 そうでございます。

○中野委員 この6件、これに暴力団絡みの相談は入ってるんですか。

○鬼塚刑事部長 入っております。

ただ、これが事件化できたかということ、最終的には事件にはならない相談でございました。

○中野委員 内容が事件じゃなかったという話ですか。

○鬼塚刑事部長 そうです。基本的に事件性が非常に薄くて、今後の指導で対応できたということでございます。

○中野委員 暴力団って、今、何を財源にして活動してるのかなと。みかじめ料とかそういう相談はないんですか。

○鬼塚刑事部長 昨年は、みかじめ料の相談はございません。

○太田委員 報告書の213ページ、人的支援ということで13名の役員数ということが真ん中のところに表記してありますけれど、職員数が1名で常勤が1名、非常勤が12名。イメージとして受付の人がおられるんだろうなと思うわけですが、非常勤の12名という人は、例えば、弁護士とか、職種としてはどんな感じの人なんですか。

○鬼塚刑事部長 この非常勤の12名につきましては、無償の弁護士先生とか、いろんな団体の役職の方でございます。この方たちが理事となっております。

○太田委員 私どもも行ってみればわかるんでしょうけれど。私たちが行ったときには、受付の人が常時1名いて、もう一人、管理される方が1名いらっしゃるって、常勤の人たちが常に行ったときにおられるということじゃなくて、何らかの相談があったときに何か対応されているんだろうなと思って。行ってないから申しわけないんですけど、常時2人体制でやっているということでもいいんですか。

○鬼塚刑事部長 常駐しているのは3名おまして、1名は事務員でございますけれども、1名は常務理事、それとあと一人は非常勤職員が相談員として勤務いたしております。

○太田委員 わかりました。また伺わせてもらいます。

言葉上なんですけど、寄附金というのと会費という言い方があるようなんですけれど、寄附金というところと一般市民から寄附金を受けているのかなという感じがしますが、何か会費をとっているところもありますよね。例えば、受取会費というのが167ページにあります。こういう会費

と、先ほど寄附金の説明もありましたけれど、一般の寄附なのかな、それとも何らかの指定された寄附なのかなというような気もして、この法人がどのような収入で運営されているのか、寄附金と会費の説明をお願いいたします。

○鬼塚刑事部長 受取寄附金につきましては、事業所等からの一般的な寄附金になります。

受取会費のほうにつきましては、これは、賛助会費でございます。センターでは、設立当初、賛助会員制度というものは導入しておりませんでしたけれども、長引く不況で基本財産の利息収入が激減したことから、平成13年度から賛助会員制度を導入したものでございます。

これにつきましては、会員会費としまして、法人会員が1口1万円、個人会員が1口5,000円でございます。

○太田委員 今回の説明では、受取寄附金というのは事業所あたりが多いということですか。

○鬼塚刑事部長 企業、それとか、いろんな団体等からの寄附でございます。

○太田委員 実質的に運営できるようにするために、自己収入比率を高めようということだろうと思うんですが。214ページの財務指標のところの自己収入比率の説明がありましたが、先ほど言いました寄附金、それから会費、これは自己収入比率のところの算式に括弧書きで書いてありますけれど、それぞれどこに入るのか教えてください。

自己収入比率には、その寄附金とか会費は自己収入として入ってるんですよね。それで、財務指標の自己収入比率の算式の中に、収入というのがそれぞれ3つほど書いてありますよね、それぞれどこに入るのか。

○鬼塚刑事部長 この金額のことでございましょうか。

○太田委員 最初に聞いたかったから、金額でもいいです。どのくらいあるの。

○鬼塚刑事部長 寄附金と賛助会費を足したものが774万8,000円になります。

○太田委員 わかりました。考え方としては、こういったものを高めないといけない。できるだけ共感していただいて、寄附金とか、賛助会員の会費とか、そういったものを集めることで、できるだけ健全化を図るということでもいいですか。

○鬼塚刑事部長 そのとおりでございます。ですから、各種研修会、講習会等で、このお願いもいたしております。

○太田委員 そういう努力をされているということはわかりました。全体的に社会的に貢献されている組織だと思いますので、そういう県民の理解も得ながらされていかないといけないということだと思います。

○徳重委員 交通事故は今回も何件も出されておるわけでありましたが、事故は完全に防ぐことはなかなかできないと思います。過去3年の警察車両による事故の数字は出ていますか。

○中川首席監察官 公用車両の交通事故、これは全ての事故、要するに過失割合の多い事故も、逆に言うと過失割合の低い事故も含めまして、26年が106件、27年が70件、昨年28年が103件という数で推移しております。

○徳重委員 取り締まりをされる立場からも、どうしても事故を少なくしてほしいなという気持ちがあるわけでありましたが、毎年、こうして出てくるわけです。100件前後の数字が出てくるわけですが、やむを得ないといえればそれまでのことかもしれませんが、やっぱり目標を持って、ことしは何ぼ減らすぞとかがないと。ただ注意喚起すると、本部長から指示を受けるというだ

けでは、なかなか減らないんじゃないかなと思うんです。

県警として、何かそういった形の目標値は定めていらっしゃるのかどうか。

○中川首席監察官 目標というのは特段定めておりません。

警察というのは、事故を防ぐために指導取り締まりをやる立場にありますから、あくまでも目標というものはゼロが基本であります。それに向けて今やっておりますのは、御説明したそれぞれの事故について、こういう事故があっているというのを、事故車両等を含めた写真つきとかで、各警察署あるいは本部も含めた各所属に流して、事故を起こすところという結果を招くということ、その都度、指導しておりますし、各種、警察署等におきましては、特に若手の警察官等々につきましては、運転がまだふなれということもありますので、集中して運転訓練を実施したり。あるいは管内の自動車学校等をお借りしたり、本部の運転免許試験場を活用して、そういった講習等も実施しているところであります。

○徳重委員 今おっしゃったことなんですが、事故を起こした署員に対して、交通安全の指導をする、特別に集めて指導をするとかいうこともされていると理解していいんですか。

○中川首席監察官 委員のおっしゃるとおりでございます。

そういう事故があった場合には、集めて、再度指導員をつけて実質的な運転訓練の指導等を実施しております。

○徳重委員 ぜひ、少しでも事故が少なくなるようお願いをしたいと思います。

それから、暴力団のことですが、もう毎年、相当なお金を使って、全国的に取り締まりをか

れているわけでありませぬ。我々県民として、宮崎県で暴力団がどこにおるんだらうというやうな感覚が大半の県民にあるんじゃないかなと、どこに組織があつて、どれだけの構成員がいらっしやうてというのが、なかなか県民にわからないところが多いやうな気がするんです。私たちがも余り聞いたことがないわけです。私は都城ですが、都城に暴力団があるのかなと言われても、答えやうがありませんし、あるいはどういふ事件が発生しているか、行為が行われているかがわからないわけです。今、県内にある暴力団の数と、大体どこにあつて、どれぐらゐの構成員がいらっしやるのか、それがわかつたら教えていただくとありがたい。

○鬼塚刑事部長 県内の暴力団の分布と申しますか、県内には総数で10組織ございます。暴力団の構成員等が県内で約60人、それと準構成員といひますか、その取り巻きの組が約130人といふことで、県内では10組織の約190人でございます。

次に、地域別で申しますと、委員のところでございます都城につきましては1組織でございます。それと、宮崎市内につきましては7組織、それと日向に1組織、小林管内で1組織でございます。

○徳重委員 それぞれの組があつて構成員がいらっしやるわけですが、それぞれ家庭もあつたり、生活をしていかなきゃならないわけです、この人たちが大体どういふ仕事をされているのかわかれば、概略でいいんですが。

○鬼塚刑事部長 ほとんど無職の者たちでございます。

○徳重委員 無職としたら飯が食えないわけですわね。それが、全て事件、みかじめ料とかいろいろなものですされているのかどうかわかりま

せんが、担当としてどういふ認識を持っていられんのですか。どういふ形で飯を食べていると思われているのか教えてください。

○鬼塚刑事部長 暴力団の資金源としましては、恐喝とか覚せい剤の密売、それと債権取り立てとか、いろいろな経済活動に伴うところの介入活動、全国的に見ますと、振り込め詐欺等にも加担をしておりますので、こういう不法な行為を行つて収入を獲得していると考えております。

○徳重委員 なかなかわかりにくいんですが、これだけ190人近くの方で、独身の人がおるかもしれませぬが、家族がある人も相当おるんじゃないかなと思ふんで、この人たちは大体どの程度の生活をしているといふのは想定できると思ふんです。どこからの収入だらうなといふことは、警察では把握できないものでしょうか。その中心になる人たちの収入のあり方といふか、そこ辺のところは。

○鬼塚刑事部長 先ほど申しました190人と申しますのは、純粋な構成員とその周りの者といふことですので、その周りの者には当然なりわいを持っておる者もおります。

ほとんどの者は無職と言ひましたけれど、やはり裏のほうで資金源活動をやっておるといふことでして、警察としましては、その資金源活動を事件化できないかといふことでは、情報活動等、捜査を行っているところでございます。

○横田委員 同じく暴力追放センターの件なんですが、213ページの一番下の表、活動指標が書いてありますけれど、例えば、暴力相談受理件数、これは目標値が300で実績値が234、この234が多いのか少ないのか、なかなか判断が難しいなと思ふんですけれど、実際暴力を受けた件数が少なかったんだつたら、それはもうそれにこしたことはないと思ふんですけれど、実際暴力

を受けた件数はあるんだけど、怖くて相談ができなかった、だから少なくなってしまったという可能性もあると思うんです。

この数字をどのように判断すればいいかを教えてください。

○鬼塚刑事部長 先ほども若干御説明させていただきましたけれども、この暴力相談の件数の内訳の中で、一番多いのが暴力団該当性照会でございます。これは、企業のほうがいろんな契約なんかをするときに、暴力団排除のための条項を設けまして、その場合にそれに該当すれば契約等を結ばないと、また、契約後にわかった場合は契約を解除するというようなことをしていただいております。それに基づいてこういう契約については、この人は該当性があるのかという照会が非常に今多いところでございまして、先ほど御質問ありましたけれども、事件の相談というのは極めて少なくなってございまして、基本的には多いのはそういう照会、これを相談としてカウントしておりますので、こういう数になっているところでございます。

○横田委員 わかりました。もう一ついいですか。

157ページに、(1)の①に、相談・助言事業のところ受案件数が書いてありますよね。その下の③の暴力団離脱更生促進事業には、受案件数とか件数が書いてないんですけど、離脱する人がいないということなんですか。

○鬼塚刑事部長 この暴力団追放センターと、警察本部、双方に相談があるわけですけど、暴力団追放センターには、昨年は相談はありませんでした。

○横田委員 相談はなかったかもしれないけれど、離脱した人がいることはいるんですか。

○鬼塚刑事部長 先ほど言いました相談の件数

で申しますと、暴追センターはございませんでしたけれど、県警本部にしましては4件の相談を受けて、ここに書いておりますいろんな対策協議会を通じて、社会復帰を促したのが4件となっております。

○新見委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ほかになければ、その他で何かありませんか。

○中野委員 私、今、この県の総合評価とかについていろいろと議論しておるんですけども、この総合評価ってもともと国の法律からきているわけですけど、例えば、暴力団相談受案件数、これなんか目標を立てるとというのが僕は滑稽でたまらんとです。

これは、警察本部に言ってるんじゃないです。総務部か総合政策部がやらせている話で、だから、これは、受案件数が多ければAなのか、現状がおさまれば逆に少ないほうがいいわけですよ。

だから、こういうのを見ると、項目というのは逆に警察本部で考える話かなと思ったり。きのう教育委員会ともいろいろと話したけれど、項目は各部署で考えるということ。

県警本部長も、いきなりこんなの見せられて、おかしいと思われたんじゃないかなと思って。

我々が一番知りたいのは、この相談件数のおおまかな内訳でやっぱり相談件数を5項目ぐらい上げて、どんな相談があったのかなというところなんです。

だから、この数字を追っかけるとするのは、私は本当に無意味だと思うんです。それから研修参加者数、どこでもあるんですが、同じ人が

ただ集まればいいというものでもないし、前回も言ったけれど、そこも含めて、ぜひもうちょっと効率的な事務として検討してください。要望でいいです。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、25日に採決を行うこととし、再開時間を13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 なければ以上をもって本日の委員会を終了します。

午前11時15分散会

平成29年 9 月 25 日 (月曜日)

午後 1 時 0 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	井 口 幸 子

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案について賛否も含め、御意見をお願いしたいと思います。御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、議案の採決に入りたいと思います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号及び議案第 7 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第 1 号及び議案第 7 号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見等があれば出してください。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 分休憩

午後 1 時 9 分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただ今出していたただいた御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 9 分休憩

午後 1 時 12 分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

11 月 6 日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

そのほか、何かないでしょうか。

○太田委員 そのほかで、先ほどのABC評価の関係でうちがちょっとどうかなという表現をした場合、総務政策のほうでもそういうABC評価があるんですかね。

○中野委員 ある。

○太田委員 あの辺に影響しないかなと思って。

○中野委員 いや、これを改善するってこの間質問でやったでしょう。一緒です。

○太田委員 いいですね。一緒にいいんですよ。

○中野委員 一緒にいいですよ。

○太田委員 ABCは難しいよねということで。

○中野委員 結局、文教については中身が2つダブっているわけ。

○太田委員 そうしたら、いいですね。ABC評価というやつの手法について、今回言ったわけだけれど、別にいいんですね。

○中野委員 いいんじゃないですか。

○太田委員 はい、わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時14分閉会